

平成30年 2 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成30年 3 月 7 日～ 8 日

場 所 第5委員会室

平成30年 3月 7日 (水曜日)

度の取扱いについて

午前 9 時57分開会

会議に付託された議案等

- 議案第55号 平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第62号 平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第66号 平成29年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第67号 平成29年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第74号 県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第76号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 議案第79号 工事請負契約の締結について
- 議案第80号 工事請負契約の変更について
- 議案第81号 財産の処分について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内経済の概況等について
 - ・県外大学とのUIJターン就職支援協定の締結について
 - ・高校生の進路選択に関するアンケート調査結果(概要)について
 - ・新宿みやざき館KONNEリニューアルの進捗状況について
 - ・総合評価落札方式における低入札価格調査制

出席委員(8人)

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	外 山 衛
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	黒 木 正 一
委 員	満 行 潤 一
委 員	重 松 幸次郎
委 員	武 田 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事 務 局 長	川 畠 達 朗
調 整 審 査 課 長	奥 野 厚 子

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	佐 野 詔 藏
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	福 嶋 清 美
商工政策課長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	齊 藤 安 彦
企業振興課長	河 野 讓 二
食品・メディカル産業推進室長	柚木崎 千鶴子
雇用労働政策課長	外 山 景 一
企業立地課長	温 水 豊 生
観光推進課長	岩 本 真 一
オールみやざき営業課長	中 嶋 亮
工業技術センター所長	野 間 純 利
食品開発センター所長	水 谷 政 美
県立産業技術専門校長	林 睦 朗

県土整備部

県土整備部長	東	憲之介
県土整備部次長 (総括)	向	畑 公 俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	瀬戸	長 秀 美
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	上別府	智
高速道対策局長	前 内	永 敏
部参事兼管理課長	中 原	光 晴
用地対策課長	河 野	和 正
技術企画課長	大 坪	正 和
工事検査課長	巢 山	藤 明
道路建設課長	上 田	秀 一
道路保全課長	西 田	員 敏
河 川 課 長	高 橋	秀 人
ダム対策監	金 丸	悟
砂防課長	米 倉	昭 充
港湾課長	明 利	浩 久
空港・ポート セールス対策監	有 馬	誠
都市計画課長	中 村	安 男
建築住宅課長	志 賀	孝 守
営繕課長	松 元	義 春
施設保全対策監	楠 田	孝 蔵
高速道対策局次長	城 戸	竹 虎

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕 史
議事課主査	弓 削	知 宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付をいたしてあります日程案のとおり

でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○川畠労働委員会事務局長 それでは、労働委員会事務局の平成29年度2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の463ページをお願いいたします。

今回、労働委員会事務局では、729万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額につきましては、1億42万1,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。467ページをお開きください。

まず、上から5段目の(事項)職員費でございますが、274万9,000円の減額であります。これは、事務局職員の人件費の執行残によるものでございます。

次に、(事項)委員会運営費でございますが、454万8,000円の減額であります。これは、委員報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○満行委員 ことし、昨年あたりの委員会の開催状況とか、活動状況を教えていただけると。

○奥野労働委員会調整審査課長 昨年の活動状況でございますけれども、まず、いろんな県民の方々の労働相談を受けております。また、あっせんといまして、雇い主と労働者の方で話しかって合意を行うという、大きく分けて2つのことがあるわけなんですけれども、まず、労働相談につきましては、県内いろんな方から御相談がございまして、これが、昨年から啓発に力を入れた結果、年々相談件数はふえております。27年度が137件でございましたけれども、28年度が223件、今年度につきましては、2月末現在で260件ということで、現時点で約60件ふえているような状況でございます。

次に、使用者と労働者との話し合いの場、あっせんに関して言いますと、集団と個別というのがあるんですけれども、昨年はこちらが6件でございましたが、今年度1月末現在では、9件というふうに3件ふえております。

さらに、昨年はございませでした不当労働行為、これが1件、今現在審査中ということでございます。

実績につきましては以上でございます。

○満行委員 伸びているというのは今の数字でわかったんですけれども、委員報酬320万円の減というのは当初の見積もりよりは出番がなかったというか、実績見込みより下回ったということでしょうか。

○奥野労働委員会調整審査課長 実は、委員の報酬につきましては月額定額を払うものと実績に応じて払う日額という併用制を取っております。

して、月額についてはあまり変更はないんですけれども、日額については全く実績ベースでございますので、やはり波があるわけです。

当初予算を組んだ時点では、約686日組んでおりましたが、大体見込みでは491日ということで今のところ見込んでいるような状況でございます。

とは言いましても、実績活動といえますか、去年よりもあっせん件数がふえたわけでございますので、平成28年度は委員さんお一人1月が平均2.5日だったわけなんですけれども、今年度につきましては、お一人の方1カ月平均2.7日ということで、ちょっとだけ活動がふえているような状況でございます。もちろん、これはあっせんという活動でございまして、委員さんが個人でいろんな活動をなさっていらっしゃる、啓発でお話に行っているとか、そういったことは含まない活動日数ということで御理解いただければありがたいと思っております。

○満行委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了します。執行部の皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時8分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。座って御説明させていただきます。

まず初めに、新燃岳噴火によります観光等への影響等について、ちょっと御報告したいと思っております。

先週からの新燃岳の噴火によりまして、宿泊のキャンセルやイベントの中止等がいくつか出てきております。このような状況が続きますと、観光への影響を懸念しているところでございます。もちろん、観光客等の安全確保というのを第一に考えて行かないといけないというふうに考えておりますけれども、今後、新燃岳の活動状況を注視しながら、風評被害を防止するために地元自治体や関係団体と連携を図り、観光施設や宿泊施設の営業等について、正確な情報をしっかりと発信していく必要があると考えているところでございます。

それでは、お配りしております常任委員会資料をごらんいただきたいと思いますけれども、本日は目次にありますとおり、平成30年2月定例県議会提出議案及びその他報告事項について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回、提出をしております商工観光労働部関係の議案の概要でございます。

まず、議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」は、事業費の確定等に伴う補正を行うものでございます。

その結果、商工観光労働部の一般会計歳出は、

補正前の額421億9,833万3,000円、補正額マイナス93億2,458万円、補正後の額が328億7,375万3,000円となります。

今回、93億円余と大きな減額ということになっておりますけれども、その主な理由は、中小企業融資制度貸付金の約86億円の減額がもっとも大きなものとなっております。

これは、十分な融資枠を確保して中小企業の金融円滑化に努めているところでございますけれども、経済情勢が落ちついている中、融資実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、その下でございまして、繰越明許費の追加であります。休廃止鉱山の鉱害対策事業につきまして、平成30年度への繰り越しをお願いするものでございます。

また、その下の繰越明許費の変更でございまして、県立産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえについて繰越額の変更をお願いするものでございます。

次に、2ページをお開きください。

議案第62号「平成29年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)」は、事業費の確定等に伴い、歳入歳出予算につきまして2,310万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の議案第63号「平成29年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算につきまして執行残に伴う補正を行うものでございます。

次の議案第64号「平成29年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)」は、歳入歳出予算につきまして、同じく執行残に伴う補正を行うものであります。

議案につきましては以上でございます。

表紙に戻っていただきまして、目次をごらんください。

下のほうでございますけれども、その他報告事項といたしまして、県内経済の概況等についてなど3件のほか、本日別途机上に資料を配付させていただいておりますけれども、高校生の進路選択に関するアンケート調査結果(概要)について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。議案第55号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について御説明いたします。

商工政策課の補正予算につきましては、お手元の冊子、平成29年度2月補正歳出予算説明資料がございますでしょうか。そちらの青いインデックス、商工政策課ところ、219ページをお開きください。

今回の補正額は、左から2列目の商工政策課の補正額の欄にございますとおり、一般会計、特別会計合わせまして87億4,731万5,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3列目の補正額の欄にございますとおり、284億2,208万6,000円となります。

まず、一般会計についてでございますが、補正額87億7,042万3,000円の減額で、補正後の額は279億3,484万1,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。222ページをお開きください。

一番上の(事項)中小企業金融対策費87億4,277

万6,000円の減額でございます。

説明欄1の中小企業融資制度貸付金の85億7,899万1,000円の減額でございます。これは、中小企業への金融の円滑化を図りますために十分な融資枠を確保しておりましたが、融資実績が見込みを下回ったことに伴いまして減額するものでございます。

2の中小企業金融円滑化補助金につきましては、県融資制度の保証料軽減のための補助金でございますが、額の確定に伴い1,108万2,000円を減額するものでございます。

また、3の信用保証協会損失補償金につきましては、代位弁済の金額が見込みより少なくなりましたことから、1億5,214万3,000円を減額するものでございます。

223ページをごらんください。

一番上の(事項)小規模事業者対策費1,797万4,000円の減額でございます。主な理由は、説明欄1の商工会、商工会議所等に対する小規模事業者経営支援事業費補助金の減額によるものでございまして、職員の中途退職等に伴い、人件費補助を減額するものでございます。

225ページをお開きいただけますでしょうか。

小規模事業者等設備導入資金特別会計についてでございます。

特別会計の補正額は2,310万8,000円の増額で、補正後の額は4億8,724万5,000円となります。

(事項)小規模事業者等設備導入事業助成費4,131万4,000円の増額でございますが、この主な理由といたしましては、説明欄の1、宮崎小規模事業者等設備導入資金貸付金の5,037万5,000円の増額でございますが、これは貸し付け先からの繰り上げ償還や過年度貸し付け分の執行残の確定に伴いまして、貸し付け原資が増額となりましたことから、その見合い分につき

まして貸付金として増額補正をお願いするもの
でございます。

次に、(款)公債費の(事項)元金1,820万6,000
円の減額でございます。

226ページをお開きいただきまして、一番上の
1でございますが、これは、高度化資金のうち、
中小企業基盤整備機構から借り入れました貸し
付け原資の償還に要する経費でございます。高
度化資金借り受け者に対し、貸し付け条件の変
更等を行い、償還額が減少したことに伴いまし
て減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○河野企業振興課長 企業振興課でございます。
企業振興課の2月補正につきまして御説明いた
します。

平成29年度2月補正歳出予算説明資料の企業
振興課のインデックス、227ページをお願いいた
します。

1行目になりますが、今回の補正額は1
億4,098万4,000円の減額補正となっており、右
から3番目の欄にありますように、補正後の額
は11億7,595万円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いた
します。

1枚めくっていただきまして、229ページをお
願ひいたします。

一番下の(目)鉱工業振興費(事項)新事業
新分野進出支援事業費9,643万5,000円の減額で
あります。

230ページをお願いいたします。

この主な要因といたしまして、説明欄2のイ
ノベーション促進・新事業創出推進事業におき
まして、宮崎県産業振興機構が国の受託事業等
を実施する際に、国から支払いを受けるまでの
間の必要な費用について、機構からの要請に応

じて短期貸し付けを行うものでありますが、機
構から貸し付けの申請がなかったこと等により
減額するものであります。

次の、(事項)地域産業企業成長促進事業
費1,512万2,000円の減額であります。

これは、説明欄1の産学金労官プラットフォーム
による地域産業・企業成長促進事業において、
プラットフォームが支援を行う成長期待企
業による新商品開発等の補助金の利用が当初見
込みより少なかったことなど、事業費の確定に
伴い減額するものであります。

次に、231ページをごらんください。

中ほどになりますが、(目)工業試験場費(事
項)工業技術センター総務管理費1,763万円の減
額であります。

これは、説明欄1の工業技術センターの運営
管理費の執行残や、3の設備整備事業において、
公益財団法人JKAの補助金を活用し機械設備
を導入するもので、要望していた複数の設備の
うち、一部が採択されなかったこと等により減
額するものであります。

2月補正に関する説明は以上であります
が、繰り越しが1件ございますので御説明させて
いただきます。

お手数ですが、常任委員会資料のほうをお願
ひいたします。1ページをお願いいたします。

中ほどの繰越明許費の追加でございます。事
業名が休廃止鉱山公害対策事業の687万5,000円
であります。

これは、市町村が行う休廃止鉱山の鉱害防止
工事への補助金であります。高千穂町が実施
する工事におきまして、工法の変更の必要が生
じ、工期の変更を行うこととなったことにより、
高千穂町が事業を平成30年度に繰り越すこと
に伴い、県の事業費も繰り越すものであります。

企業振興課の説明は以上でございます。

○外山雇用労働政策課長 雇用労働政策課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成29年度2月補正歳出予算説明資料の雇用労働政策課のインデックスのところ、233ページをお開きください。

今回の補正は1億5,696万3,000円の減額補正であります。補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、14億2,978万9,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

次の235ページをお願いいたします。

上から3番目の(事項)高齢者雇用促進費348万2,000円の減額であります。

これは、説明欄1の働き方改革シニア活躍応援事業について、事業の一部を国の補助金を活用して実施したことなどにより、事業費が確定したことに伴う減額であります。

次に、一番下の(事項)若年者就労支援推進費168万円の減額であります。

これは、説明欄1の宮崎でかなえる・つながる！高校生県内就職促進事業について、九州・山口各県と連携して取り組んでおります協議会の負担金の減額などにより、事業費が確定したことに伴う減額であります。

続きまして、236ページをお開きください。

下から2番目の(事項)認定職業訓練費978万6,000円の減額であります。

これは、主に説明欄2の認定職業訓練助成事業費補助金の減額でありまして、認定職業訓練団体が実施する職業訓練の訓練生数が当初の見込みを下回ったこと等による減額であります。

次に、一番下の(事項)職業能力開発対策費7,038万9,000円の減額であります。

これは、主に次の237ページの説明欄4、宮崎成長産業人材育成事業について、委託料が変更されたことによる補正であります。国の委託により実施しております同事業は、関係課と連携して人材育成に取り組んでいるところではありますが、対象者数が減少したことなどから、事業の規模縮小や廃止となったことによる減額であります。

続きまして、237ページの一番下、(事項)県立産業技術専門校費8,451万2,000円の減額であります。

下の説明欄をごらんください。

まず、1の管理運営費は、光熱水費の節減や施設の保安委託料等の入札残などによるものであります。

次に、2の訓練実習費は、講師の報酬や訓練実習に係る材料購入経費の執行残などによるものであります。

3の委託訓練に関する経費は、離職者の再就職に向けて各種の職業訓練を実施しておりますが、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額であります。

4の施設管理費は、産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえに当たり、新たな寮の設計や寮建設中のプレハブ施設借り上げ、地盤改良経費等の増額であります。

5の機器等整備費は、備品購入の計画見直しに伴う執行残や消耗品等の購入に係る執行残などによる減額であります。

最後の、下の11の障がい者職業能力開発事業は、先ほどの委託訓練と同様、対象者が見込みを下回ったことなどによる減額でございます。

補正の説明は以上でございますが、繰越明許がございますので、恐れ入りますが委員会資料の1ページをお願いいたします。

一番下の繰越明許費、変更、雇用労働政策課でございます。

これは、今年度9月補正において事業費を計上し、あわせて経費の繰り越しを御了解いただいた産業技術専門校高鍋校の寄宿舎建てかえ事業につきまして、建設地の地盤改良が必要になったことに伴い、工法の検討等に時間を要したため、当初想定していた事業量が達成できない見込みとなったことから、繰り越し工事費の増額などをお願いするものであります。

雇用労働政策課の説明は以上でございます。

○温水企業立地課長 企業立地課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の企業立地課のインデックスのところ、239ページをお開きください。

今回の補正額は1億9,987万5,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、5億5,155万7,000円となります。

主な事項につきまして御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、241ページをお開きください。

ページの中ほど、(事項)企業立地基盤整備等対策費276万7,000円の減額であります。

主なものは、説明欄3の「田舎で起業」働く拠点づくり推進事業で、これは、中山間地域の空き店舗や廃校等の未利用施設について、新規創業やIT企業等の拠点とするための施設整備を行う市町村への補助事業であります。当初見込みを下回ったことより減額するものであります。

次に、(事項)企業誘致活動等対策費131万5,000円の減額であります。

これは、企業誘致活動に係る諸事業の執行残によるものであります。

次に、(事項)企業立地フォローアップ等対策費1億9,822万6,000円の減額であります。

この理由につきましては、242ページをお開きください。

説明欄1の企業立地促進補助金の減額ですが、これは、今年度、交付申請を予定しておりました企業のうち、一部の企業において補助金算定のベースとなります雇用者数が計画数に達しなかったことなどによりまして、申請を来年度以降に先延ばししたことや、実際の申請額が当初の見込み額を下回ったことなどによりまして減額補正をお願いするものであります。

企業立地課の説明は以上です。

○岩本観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の243ページをお開きください。

今回の補正額は、一般会計、特別会計を合わせまして4,510万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄になりますが、9億871万6,000円となります。

まず、一般会計についてですが、補正額は4,455万4,000円の減額で、補正後の額は7億3,756万円となっております。

主な事項の補正内容について御説明いたします。245ページをごらんください。

まず、ページ中ほど、(事項)観光審議会運営費112万4,000円の減額であります。

これは、説明欄の1になりますが、審議会の開催回数が当初の見込みよりも少なかったことによる運営経費の執行残が主なものであります。

次に、一番下の(事項)観光振興費710万7,000円の減額です。

ページをめくっていただきまして、246ページ

をごらんください。

これは、説明欄の3、宮崎版DMO推進事業686万8,000円の減額が主なものですが、補助金額の確定や人材育成塾の開催等に係る事務費の執行残によるものであります。

次に、ページ中ほど、(事項) 観光交流基盤整備費103万6,000円の減額であります。

これは、説明欄の1、魅力ある観光地づくり推進支援事業に係る補助金の執行残が主なものであります。

続きまして、その下の(事項) 国際観光宣伝事業費120万円の減額は、東アジア等インバウンド推進事業に係る事務費の執行残であります。

ページが変わりまして、247ページをごらんください。

上から2番目、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費278万2,000円の減額であります。

説明欄の2、スポーツランドみやざき誘客推進事業250万円の減額は、国庫補助の決定に伴う執行額の減や事務費の執行残によるものであります。

続きまして、特別会計についてでございます。

248ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございますが、補正額は2,000円の減額で、補正後の額は169万5,000円となります。

これは事務費の執行残であります。

次の249ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。補正額は54万5,000円の減額で、補正後の額は1億6,946万1,000円となります。

これは、(事項) 国民宿舎えびの高原荘運営費34万円の減及びその下の(事項) 国民宿舎高千穂荘運営費20万5,000円の減額によるものです

が、ともに事務費の執行残によるものであります。

観光推進課からの説明は以上であります。

○中嶋オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課の2月補正予算について御説明いたします。

それでは、歳出予算説明資料のオールみやざき営業課のインデックスのところ、ページで言いますと251ページをごらんください。

今回の補正額は1,178万1,000円の減額補正であります。補正後の額は、右側から3番目の欄になりますが、10億4,405万6,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

めくっていただいて、253ページをお開きください。

まず、上から5行目、(事項) 海外渡航事務費181万1,000円の減額であります。

これは、宮崎パスポートセンターや県内6カ所の県税・総務事務所で行っております旅券発給事務に係る経費でございますが、非常勤職員の人件費及び事務費の執行残によるものでございます。

次に、中ほど、(事項) 国際交流推進事業費755万1,000円の減額であります。

主なものとしましては、下の説明欄2の海外国際交流推進拠点整備事業負担金につきましては、各都道府県等で共同で設置している一般財団法人自治体国際化協会CLAIR(クレア)への負担金であります。負担額が確定したことにより減額するものであります。

次に、一番下の(事項) 海外技術協力費199万2,000円の減額であります。

これは、世界との絆、国際協力推進事業により、ブラジルから県費留学生を受け入れる予定

としておりましたが、今年度は留学生の推薦がなく、技術研修員のみを受け入れとなったことから、補助金等の執行残が生じたものであります。

次に、めくっていただきまして254ページをお開きください。

ページの中ほど、(事項) 県産品販路拡大推進事業費474万4,000円の減額であります。

主なものとしましては、説明欄1の県産品振興事業につきまして470万4,000円の減額であります。これは、新宿みやぎ館KONNEの光熱水費など、維持管理費の所要額が見込みを下回ったことや事務費の執行残によるものなどでございます。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしましたので、質疑はございませんでしょうか。

○坂口委員 これは242ページ、企業立地促進補助金の残で、雇用者数が未達だったということなんですけれども、その背景とか、未達の中身というのはどんなことなのか。

○温水企業立地課長 実は、毎年度、前年度の当初にアンケート調査を立地企業さんのほうに行っております。その中で、次年度にどの程度申請をされるかということ把握をしているところなのですが、実際、執行に当たるまで1年前後のタイムラグがあるものですから、当初の計画どおりの、例えば雇用が確保できなかったというケースが一番多いのですけれども、それに伴いまして、実際に予定されていた申請額よりも補助金が受けられないということで、それで先延ばしをすると言ったようなケースが大変多くなっております。

○坂口委員 ですから、なぜ未達になったのか。

人不足なのか、企業が将来の経営計画をやっばり縮小したのか、そこら辺のところを。

聞きたい目的というのは、人手不足となっていれば、その上で今後ともこういった呼び水を出しながらやることというのが既存の中小、零細の企業あたりへの人材確保に影響を与えるかどうかというのは、今後の政策の大きな考え方のわかれ目として、企業に座布団をどんどんよくして、どんどん呼び込む。その分、どこかに吐き出しているという、淘汰されていくという政策を続けるべきかどうかの、そのあたりの判断に入らないといけないのではないかという気がして。

○温水企業立地課長 背景には人手不足もあるというふうに認識はしております。

だから、当初、雇用の場の確保ということで企業立地に力を入れてきているところなんです。やっぱり地場企業も含めて、全般的な人手不足の状況になっております。

その中で、雇用の場の確保という観点においては、魅力的な職場あるいは多様な職場をつくっていくということは非常に重要だと思っています。ですので、継続的に企業立地にも引き続き力を入れているところではあります。補助金の実績にありますように、なかなか思ったように人が集まらないという部分も、立地企業においてもありますので、補助金の執行上はできるだけ正確な情報を取りまして、補助金の金額を見積もる必要はあるのですけれども、その中にもありながら、やはり実態としてはなかなか計画どおりに雇用が進まないといったような実態もありますので、その対応については総合的な検討も必要かという考えも持っているところではあります。現時点におきましては、多様で魅力的な雇用の場の確保という観点から継続的な企業立

地の推進を図っていききたいというふうに考えております。

○坂口委員 多様で魅力的というのは、やっぱり何十年スパンで見ないとわからないものです。中途退職者を調べてみてください。そのあたりを安易に判断すべきではないということです。

だから、企業名は控えますけど、ボンと入ってくることで、よそで人材が確保できなくなった、残るところは宮崎だという入り方も今後出てくるので。

けれども、やっぱり今まで精いっぱいやってきた企業、これをつぶしていけば何ににもならないということです。だから、特に小さいところとか、極端に人手不足の部分が地場のものに出てきているところは、これは政策判断としてどうやっていくかというのは。魅力ある職場というのは、生涯勤めてみて初めてわかることで、そう簡単に判断できるものではないと思いますから。単なる事業調査をやって、そこが未達だったからまた何とかという、そういうのはもう終わったのではないかとということです。

僕が言っているのが正しいとは思わないです。ただ、そこはやっぱりプロとして政策判断をやっていけないといけない時期に来ているということを示し上げて。何かあれば部長コメントを。

○中田商工観光労働部長 委員がおっしゃるとおりだと思っています。いろんな企業さんとか、団体の代表の方とかに会って話にでるのが、まず、人材確保の話です。人材がなかなか確保できない、非常に苦労しているという話を聞いています。

今、企業立地というのは、いわゆる雇用の場の確保という観点の誘致の取り組みをやっておりますけれども、やはり誘致をするに当たって、委員おっしゃったように地場企業との関係も若

干出てきているという話も聞いております。

そういう中で、我々としては、例えば企業誘致をするに当たりまして、例えばIT企業、情報関連企業等であれば、まだいろんな訓練をすることによって若干の掘り起こしは可能かと。例えば女性とか、中山間地域とか、ある程度掘り起こしは可能かということで、今回も立地補助金の改正等もやろうというふうに思っているのですけれども、全体的にどういう形で人材を確保していくか、人材育成していくか、企業さんが求める人材をどうやって育成していくかというところは、ちょっと別の観点で考えていく必要があるのかと感じています。

今回、イオンも増床をやって人を800人とか、1,000人とかというお話もございますけれども、なかなか人を集められずにオープンできない店も出てくるのではないかとというようなお話も聞いたりしておりますので、全体的にどういう形で県内で人材を確保していくのかというのは、ちょっといろいろな方策、UIJターンも含めて、本当に考えていかないと大変なことになるのかと危機感を持って考えているところでございます。

○坂口委員 そこで思うんです。人口減少の中でどうやって活力を維持していくのか、高めていくのかというところで、女性の社会進出とか、多様な働き方、1日のうち半分でも、3分の1でもいいとか、定年が延長できないとか。そういった、どの条件をどう整えれば人口減少の影響をもろに受けなくて済むのかという多様な働き方、それらに今後は目を向けていくべきではないかと。

せっかく懸命にやっている企業をつぶせば、何の意味もないので。そして、今言われるように、魅力ある職場なんていうのはそう簡単に判

断できるものではないものです。やっぱり何十年っていうスパン、あるいは、その人が初めて社会に出て、そして、現役を終わって、それをかえりみたときに、ようやく魅力があった、なかったという判断ができる。

また、魅力というものには、個々の差があって、そういったものを総合的に見て、今、時代がどこに向かっているのか、何が欠けているのか、欠けたところに行政はどういうところをやってきて、こういう現象に至ったのかというような反省も含めて、やっぱりこれは検証すべきだと僕は思うんですけれど。

答弁はいいですけど、ぜひ、そのところは判断する必要が出てきていると思います。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

○星原委員 それぞれ各課から説明をいただいたのですが、個々についてではなくて、この1年間を通じていろいろな事業をされてきた中で、それぞれ毎年いろいろな事業を組んでされているわけなのですが、そういう中で費用対効果、こういうものはもう少しどうだとか、そういったものが効果が上がった、上がらなかった、あるいはこうすればもう少し上がるのではなかったかなという、そういうものがあれば、それぞれ各課で報告いただけるとありがたいなと。

○渡辺委員長 どうでしょうか。順番にまいりましょうか。

○岩本観光推進課長 観光推進課でございます。

費用対効果ということで言いますと、観光推進課におきましては、観光コンベンション協会と一緒に宮崎版DMOの取り組みを一昨年から進めております。その中で、交流人口の増加を目指してやるわけですが、非常に地域間競争が激しい中で、いかに観光客を本県に呼び込んで

お金を落としてもらうかということで、まさにニーズを把握し、そのニーズに合った旅行商品を磨き上げて、しかも、効率的にPRして呼び込むというような取り組みが本当に必要になっていると感じております。

この取り組みについては、新しいものでもないのですが、ただ、全国的にそういう競争が激化していく中で、そういったところをしっかりとやっていかないと、やはり後塵を拝してしまうというような状況にあらうと認識しておりますので、まだ、緒についたばかりではあるのですが、しっかりとこの取り組みをやっていながら、マーケティングとプロモーションをしっかりとやっていくと。

観光については、我々県行政の観光部局だけではなくて、当然、民間、それから、いわゆる観光関連業界以外の多様な関係者も巻き込みながらやっていかなくてはいけないということもありますので、非常に大きな課題ではあると思いますけれども、反省も含めて、今後に向けて、そのところをまたしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○星原委員 今、説明をいただいたのですが、私から見ると、観光はずっと宮崎が目指してきている取り組みで、細かくどういうふうにするのか、今の時代に合った、要するに昔は団体の人たちを呼んでいたのが、今は個人にかわってきている。個人の部分でいくと、20歳以下の学生とか、あるいはそれ以上のいろいろな層によって、どういうふうな形でやったら宮崎に一番効果的な呼び込みができるのか、あるいは宮崎に足りないものとして、こういうことをいろいろな団体とも話しながらかけていかないとその呼び込みができないとか、そういうことをやっていかないと、なかなか通り一遍の事業をやっているだ

けでは、伸びるのは難しいのかなと。

あるいは、ほかの都道府県などのやり方なども、どこの県が伸びて、伸びないところとの差、そういうものの何が宮崎に欠けているのかとか、やっぱりそういったところまでやっていかないと。通常のやり方で予算を組んでやっていると、去年と比べてどうだったかではなくて、5年後を見越してとか、そういう形での取り組みを考えていくことではないかと。

国は4,000万人というのを目標にしているわけですね。宮崎としては、その割合からいったときにどれぐらいを目標にして、それが達成できなかったのか、できたのか、できない理由は何なのかとか、そのあたりをやっぱりやっていくべきではないか。

それが、やっぱり雇用の面にも、若い人たちの働く場所にも反映されてきたり、いろいろしていくわけですから、そういうところまで考えて、県だけではなくて、県、市町村、あるいはいろいろな観光関連団体の中でどういうふうに取り組むべきか。県の役割とそれぞれの役割をちゃんとしながらやっていかないと効果が出るのかなという気がするものですから、そういうふう聞いたところでです。

○小堀商工政策課長 当課の中小企業振興の全体的な形で状況を御説明差し上げたいと思います。

以前、星原委員から、人口減少が進む中で、商店街、町のあり方、そういったものについて、例えば集約がいいのか等のお話をいただいております。あのあと商工会等と、そのあたりも含めた形での意見交換を行っているところでございます。

それで、全体的な状況といたしましては、中小企業振興につきましては、条例を制定して、

その中で、さまざまな取り組みを進めております。

そうした振興を図っていく上で、まず、人材の育成、そして、確保というのが一番大切な形だと思いますけれども、そうした中で、1つには、若手経営者の育成とかについて、例えば連続講座を開きまして、受講者の方々の発表、意見交換等を通して、やはりこれからどういう形で、先ほど本県に足りないもの、これからどうしていくべきかというお話が委員からございましたが、そういったこと等、実際、生の声をお伺いし、そうした方々と一番密接な関係を持っております商工関係団体からも意見をお聞きしながら、なおかつ市町村とも、実際、私ども各課長が県内各地に出向きまして、それぞれの状況をお伺いした上で、一緒にできるものについては新規事業の形で工夫を、そうした形までいかないものについても、現在ある事業をより効果的な形になるように工夫を重ねてきているところでございます。

全体的にはそのような形になるのですが、そうした中で、例えば企業等で非常に良い取り組みをしているところもございますので、そうしたところにつきましては、例えば県で表彰を行いまして、企業の方々、従業員の方々を含めて励みになることはもちろんなのですが、県民の方々に対しても、本県にはこういう形で頑張っている企業があると、そして、県も一緒になって皆さんとやっているというようなことを、できるだけ一緒になって取り組めるような形で周知、広報も行っております。

具体的な事業につきましては、先日来、事業承継、創業等のお話を今年度も委員の皆様方からいろいろいただいておりますが、そちらについても、例えば以前御報告していますように、

商工関係だけではなく金融界ですとか、関係機関、国等も含めて連絡会議を開催して、一緒になって取り組めるような体制の構築と、現在やっている取り組みをよりよくできるような形で、そういったものに合わせて取り組んでいるところでございます。

そうした中で、今、それぞれで取り組みを進めておりますが、商工観光労働部につきましては、産業振興戦略ということで部門別計画のほうを策定して、それに基づいて大きく2つの基本方針と5つのプロジェクトという形で進めているわけなのですが、そちらが30年度までということで、来年度が見直しの時期を迎えております。そうした中で、先ほど委員がおっしゃいましたような観点を含めて、次期計画に向けて、また、見直しに向けた準備を、昨年度の実績、それから、今年度の実績について、それぞれ各課でプロジェクトチームをつくっております。その中で、今どういう状況にあって、これからこのような形でやっていくべきではないかということで議論を交わしております、その結果をもとに部長まで協議をして進めていくということにいたしております。

全体的にはそのような形で今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、どうかまた御指導をよろしくお願いいたします。

○星原委員 今、商工政策課長からいろいろ説明をいただいたんですが、毎年こういう形で事業を推進していきながら、きょう、減額補正とか、いろいろな数字が出されてきた。どういうことで当初の見込みと違ったのか、ここにいろいろ課題があるのかというふうにも思いますので、予算に対して見込みを下回るとか、いろいろなことがあるとは思いますが、私が思うのは、予算を使いきるにはどういうことが

まだ残されているのか。

要するに半年なら半年の時点でどういう形で、予算を組んだということはそういう計画を立てたわけですから、それを確実に前進するためにはどれぐらいの予算が残っている、あるいは使い切るためにはどういうふうにしたら。途中でいろいろな関係の団体に対してとか、いろいろなことをやられているんだろとは思いますが、そういうことをやりながら、やっぱり予算を組んだだけ、私は使いきるぐらいの気持ちでやっていかないといけないというふうに思うのですが、その辺はどうなのですか。

○小堀商工政策課長 今、おっしゃいました話、当課の事例で申し上げますと、当課でも商店街等の振興のための補助制度などを設けております。

当然、お願いして認めていただいた予算でございますので、できるだけ効果的に使いたいということで、まず、年度初めに各市町村なり、団体等に募集をかけます。そうした状況の中で、例えば予定していた額にまだ余裕があるとなりました場合は、そのあと二次募集、三次募集というような形でかけて、できるだけ本来の目的を達成するよう取り組みを行っております。

また、年度途中でやはり事業計画の変更等が出てまいりまして、減額等になる場合もあるのですが、そうした場合につきましては、その部分をほかのところで活用いただけるよう、その時点でそれぞれに対して働きかけ等を含めて行って、できるだけ予算を認めていただいた分を執行できるよう取り組んでおりますが、ちょっと融資制度のほうはどうしても状況による部分がございますのでこのような形になっております。それ以外の部分で、今回、お願いしております減額補正につきましては、当課の分でいきます

と、例えば年度途中でちょっと退職者の方が急遽病気等を含めて出たと。そうした場合に人件費の予定していた分が減額となったような状況になっております。

補助制度につきましては、できるだけ認めていただいた形を執行できるように努めているところでございます。

以上です。

○満行委員 観光推進課、えびの高原レクリエーション施設特別会計、旅費の執行残2,000円、これは補正が必要なのでしょうか。

○岩本観光推進課長 特別会計という中で、運営費でやっておりますが、施設のリニューアルをしたときの償還金が歳出の中の大半を占めるわけですが、非常に小額補正ではありますが、運営費については、国民宿舎の従業員の宿舎がございまして、その宿舎の賃貸料が財産使用料ということで入ってくるものを運営費に充てております。その一部を運営費に充てている関係がございまして、その中身を明らかにするという意味もありますけれども、毎年、こういった形で、歳出に合わせた形で補正をさせていただいているところです。

○満行委員 初めて私は見たので、2,000円ってびっくりしたのですけれど。この160万円の節がわからないのですけれど、今おっしゃった賃金、ちょっと明細を教えてもらってもよろしいですか。

○岩本観光推進課長 この2,000円は、県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の運営費でございまして、その旅費が普通旅費として2,000円の当初予算を組んでおりましたものがマイナス2,000円という形にしております。

えびの高原スポーツレクリエーションの施設の運営費の予算の内訳でございしますが、当初予

算が、旅費が2,000円、それから、役務費が2万9,000円、使用料・賃借料が20万円、工事請負が146万6,000円、合計で169万7,000円を当初予算で組んでおりましたけれども、今回、旅費の分が2,000円減額で、現計予算としまして169万5,000円ということになっております。

○満行委員 どうやって運営ができているのか、よくわからなくなったのですけれど、146万円も持っていかれたら、もう残っているのは本当に知れています。運営費の特別会計ですよ。運営はどうなっているのか。これでできるのですか。

○岩本観光推進課長 今、申し上げましたのは、えびの高原荘のスポーツレクリエーション施設の運営費ということとございまして、屋外のスケート場がございまして、そのスケート場に限った運営費でございまして。

あと、国民宿舎で言いますと、えびの高原荘の運営費全部で1,021万7,000円が当初予算でございまして、それについて、旅費の減額等で現計予算が987万7,000円。

あと、国民宿舎の高千穂荘のほうが、29年度予算がトータルで517万4,000円でございますが、それに対しまして、旅費等の減額で496万9,000円が補正後の予算という形になります。

○満行委員 スケート場ですよ。2,000円、2万9,000円、20万円で運営できているということですよ。

○岩本観光推進課長 前提といたしまして、国民宿舎、それから、スポーツレクリエーション施設は、指定管理で民間企業、宮交ショップアンドレストランのほうに運営委託をしておまして、ここに上がっていますのは、県が支出する、執行する中身といたしますか。大規模な施設の改修ですとか、あるいは職員の出向いた場合

の旅費とか、そういった部分が計上されているところでございます。

済みません。説明が漏れて申しわけございませんでした。

○満行委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。ございますか。

○坂口委員 さっきの補足というか、勘違いされるといけないからだけど、人口減少対策で、特に15歳、24歳人口の3,000人か4,000人の転出超過、これを何とかしようというのはわかるのです。その受け皿が必要。そのために、教育委員会と、例えば県内にこんな企業がありますということで、雇用労働政策課あたりの就職説明とかをまずやる、ここが最優先だと思うのです。

それで、なおかつパイが足りなければどうやるのかということだけれども、例えば、かなりの数の県内企業が企業説明会を自前でやっているのですけれど、そのブースに1人も来ないというところはかなりあるんです。だから、集めようといっても人がいないという状況があることなども総合的に見て。

それと、一時期、リストラというのがありました。雇用が右肩上がりのときはいいです。逆方向になったときリストラをやるけれど、リストラを本当にリストラとして忠実にやった企業はあまりないものです。首切りだと思うのです。リストラというのは、ここで100いけることができなかつた。だから70になって、70で100のパイまで戻そう、そのときみんなまた来てくれと、やっぱり仲間になろうというのがリストラです。そうではなくて、あれは条件をつけて、ここを閉鎖してから福岡に行きます、どこへ行きます、本社に移転します、だから、行ける人だけは残ってくれ、そうではない人は上乗せするからやめ

てくれというので、これは首切りだったんです。この繰り返しを何度かやっているのです。

だから、そこあたりを見ながら、本当に魅力ある職場というのはどういうところなのか。県が行政として支援すべき、将来の宮崎のためになる企業というものをどうやって判断していくか。それは、やっぱりここで長年根づいてきた、そして、宮崎にいたいという企業と宮崎を動けないという企業、これは何があってもまず守るべきです。

それから、次にどうするかということで。それは僕の考え方です。けれども、それを考えないと、もう混乱が起こっている背景があるということで申し上げますから、ぜひ、1回そのあたり全体を見ていただいて、それから、どうあるべきかをもう1回検証し直す必要があるということです。場当たりというのではないけれども、将来にわたって何をやるべきか、何が本物かを検証する必要があるようなことを肌で感じるものですから、ちょっとくどく言ったのですけれど。

○中田商工観光労働部長 ありがとうございます。後ほどちょっと御説明しますが、今回、初めて高校生で県外就職の内定者を対象にしたアンケート調査やったのですけれども、そういった意見とか、いろいろな若い人たちがなぜ県外に行っているのかというところあたりを、しっかり我々としては把握していく必要があるのかなというのが1つございます。

それと、今回の議会でもちょっとありましたけれども、本質的にはUターンしたいのだけれどもという意向を持っておられる若い方も結構いらっしゃるというお話も聞いておりますので、その人たちにしっかり情報を伝えていかないといけないということ、要するに県内企業の状況

も含めて、こういう働き場所がありますよという情報もしっかり伝えていくということも考えています。

あと、先ほどおっしゃいましたけれど働き方ですね。多様な働き方、要するに短時間も含めて、女性でありましたり、高齢の方でありましたり、そういう方も含めてどういう働き方であればいいのかということも含めて考えていかなければいけないだろうなと思っています。

もう1点言いますと、小学校、中学校あたりから、宮崎県ではこういう会社があつて、社会に対してこういう役に立った仕事をしているんですみたいなことも含めて、しっかりとキャリア教育をやっていくのも大事な取り組みなのではないかというふうに思っています。そのあたりも教育委員会ともいろいろ議論をさせていただいているのですけれども、そういう早いうちからの取り組みと、短期的というか、高校生とか、UIJターン希望者に対する取り組みと並行して、しっかりと取り組んでいかないといけないと考えているところでございます。

○坂口委員 ぜひ、そのあたりを。僕も振り返ってみると、世の中にはどんな職業があるのかすら知らずに社会に出ていったんです。だから、そこはやっぱり小さい時からキャリア教育というものは大切かもしれないですね。

よろしく願いをしておきます。

○渡辺委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。

常任委員会資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。

県内経済の概要等についてでございます。所

管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は3つの機関の経済概況報告を時系列で記載いたしております。左から日銀宮崎事務所、そして、中央が財務省の宮崎財務事務所、この2つが本県経済に関するものとなります。そして、一番右側が内閣府の月例経済報告で、全国の状況となります。

また、表に記載してございます矢印につきましては、前期と比較いたしまして上向きか、据え置きかといったものを示しております。

本県の状況についてでございますが、これまで御報告している状況と同様な状況にございまして、直近の判断では、まず、左下の日銀宮崎事務所をごらんいただきたいと思いますが、宮崎県の景気は緩やかに回復しているとされております。

それから、表の中央、宮崎財務事務所につきましては、平成29年10月から12月の欄に記載してございますとおり、県内経済は緩やかに持ち直しているとされております。

4ページをお開きください。

ここから各論になりますが、まず、(1)個人消費の百貨店・スーパーの販売額でございます。表にございますとおり、11月は全店ベースでは前年を上回っているところであり、宮崎財務事務所の調査によりますと、10月から11月にかけて、気温低下に伴い、衣料品に持ち直しの動きが見られたことなどによるものでございます。

続きまして、(2)の乗用車販売台数についてでございますが、表にございますとおり、軽自動車の前年同月比プラスが続いております。ただ、小型乗用車につきましては、前年の販売台数が大きくプラスになった反動等によりまし

て、11月以降、前年同月比マイナスとなっております。

5ページをごらんください。

(3)の観光についてでございます。

宮崎市内の主要ホテル、旅館の宿泊客数は、一番上の表にございますとおり、11月、12月は、全体とともに前年同月比マイナスになっておりますものの、1月につきましては、国内客数、外国人客数とも前年同月比プラスとなっております。

なお、グラフの下に参考として記載してあります表は、県内地区別に調査を行ったものでございますが、11月、12月は、県西地区と県南地区で前年同月比が大きくマイナスとなっております。この要因といたしましては、県西地区は新燃岳が噴火したことが、そして、県南地区につきましては、台風によりまして国道220号線が通行止めになったこと等が要因と考えております。

また、宮崎市内の調査と同様に、1月は県全体で見ますと前年同月比プラスとなっております、これは、12月にジェットスターやイースター航空が就航したこと、そして、アジアナ航空が増便したこと等が影響しているものと考えております。

続きまして、(4)の製造業についてでございます。

本県の鉱工業生産指数は、表にございますとおり、12月は95.9となっております、11月の96.5から0.6ポイント低下しております。これは、食料品工業等が低下したことが要因と考えられております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

(5)の雇用情勢についてでございます。

アの有効求人倍率は着実に改善してきておりまして、本県の有効求人倍率は、表にございま

すとおおり、11月が1.45倍、12月が1.47倍、そして、30年1月は1.53倍となっております。

また、その下のほうのイでございますが、これは、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握するため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上の欄、求人でございますが、左半分の10月～12月の実績をごらんいただきますと、ふえた、少しふえたという割合が高い一方、下の欄、求職の部分につきましては、変わらない、減った、少し減ったという割合が高い状況にございます。また、表の中央から右半分の1月～3月期の予想を見ていただきますと、求人は、ふえる、少しふえると予想する回答が多くなっておりまして、求職のほうでも、ふえる、少しふえると予想する回答が多くなっております。

年度がわりに向けて、求人、求職活動が活発になっているものと思われま

す。商工政策課の説明は以上でございます。

○外山雇用労働政策課長 委員会資料の7ページをお願いいたします。

県外大学とのU I Jターン就職支援協定の締結について御説明いたします。

大学との協定につきましては、9月の常任委員会におきまして、本県では初となります専修大学との締結について御報告いたしました

が、本日は、その後の状況等につきまして御説明いたします。まず、1の概要であります

が、本県では、大学進学者のうち約7割が県外の大学へ進学するなど若者の県外流出が続いており、人材の確保が最重要課題となっておりますことから、今後、さらに効率的、効果的にU I Jターン就職を促進するため、県外大学との協定の締結に今年度から取り組んでいるところでございます。

これまでの締結状況といたしましては、8月に専修大学と締結した後、12月には福岡大学、さらに、2月には西南学院大学、久留米大学との締結を進めてまいりました。下線を引いてありますように、本県出身の学生が多く在籍している大学を中心に締結を進めているところでございます。

2には、この協定に基づく具体的な取り組み等について記載しております。

まず、8月に締結しました専修大学との取り組みといたしましては、締結直後に宮崎市内で開催された保護者会において、保護者に対して県の取り組みや県内の雇用情勢等について説明を行いました。

11月、12月には大学で開催されたインターンシップ説明会、UIJターンフェアに担当職員が参加し、本県のブースを訪れた学生に対してさまざまな説明を行ったところです。

また、来週、大学で開催される全国金融機関合同説明会におきましては、県の職員、宮崎銀行、宮崎太陽銀行の担当者と連携して学生のPRに取り組むこととしております。

次に、12月に締結しました福岡大学との取り組みといたしましては、大学で開催された合同企業説明会に本県のブースを設置し、4月に福岡などで開催予定のふるさと就職説明会の情報等について説明を行いました。

このほか、西南学院大学、久留米大学につきましても、大学を通して、ふるさと就職説明会の情報を学生に対して周知するなど、連携を図っているところでございます。

3、今後の展開であります。協定に基づき、各大学から県内企業へのUIJターン就職がより促進されるよう、さらなる連携・協力を図るとともに、東京や福岡に加え、関西地方等に所

在する大学との協定締結についても順次進めることとしております。

続きまして、本日机上配付した資料をお願いいたします。

高校生の進路選択に関するアンケート調査結果（概要）についてでございます。

1にありますとおり、本県の大きな課題となっております高校生の中県内就職促進に向けた取り組みの参考にするため、就職先が内定した県内の高校3年生を対象に、進路選択に関するアンケート調査を実施いたしました。

過去には、高校2年生全体を対象に同様の調査を実施したことがございますが、今回、初めて就職内定者を対象に調査を実施したところでございます。

2、調査概要にありますとおり、昨年12月末からことし2月上旬にかけて、県内の県立高校、私立高校の就職内定者に対してアンケート調査を実施し、合計2,513名から回答をいただきました。

3の結果概要でございますが、まず、(1)にありますとおり、内定先としましては、県内が55.5%、県外が43.8%となっております。

次に、(2)の内定先への就職希望を固めた時期であります。学年で見ると、3年次が合計約8割と圧倒的に多く、時期としては、高校生への求人解禁される3年次の7月～8月がもっとも多くなっております。

次に、(3)の就職先を決める上で一番影響を受けた人ではありますが、先生がもっとも多く、次いで、自分の意思だけで決めたという特になし、それから、保護者、先輩（卒業生）の順となっております。

次、裏のページをお願いいたします。

(4)は就職先を決める上で参考になったも

のですが、最大2つまでの複数回答で、企業訪問・見学がもっとも多く、次いで、企業紹介冊子、就職説明会の順となっております。

次に、(5)は、県内内定者1,395名の県内就職を選んだ主な理由でございます。3つまでの複数回答ですが、地元には家族や友だちがいるからがもっとも多く、次いで、安定性がある、希望する職種・業種だから、県外での生活に不安があるからの順となっております。

最後に、(6)は県外内定者1,101名の県外就職を選んだ主な理由であります。同じく3つまでの複数回答ですが、希望する職種・業種だからがもっとも多く、次いで、親元を離れて自立したい、一度は都会で生活したい、給料が高いという結果となっております。

高校生の県内就職を促進するためには、高校生はもとより、保護者や教員等に対し、県内企業の魅力や宮崎の暮らしやすさをしっかり伝えていく必要があると考えておりますので、今回の調査結果を参考にしまして、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中嶋オールみやざき営業課長 それでは、常任委員会資料の8ページに戻っていただきたいと存じます。

新宿みやざき館KONNEのリニューアルの進捗状況について御報告させていただきます。

まず初めに、1、現在の状況でございますが、改修工事につきましては、12月に契約完了の後、ことし1月に着工しまして順調に進捗しているところでございます。

また、工事中の閉店期間中には、仮店舗での営業や百貨店等での外販を行っているところでございます。

次に、2つ目の丸でございますが、工事等の

整備事業費につきましては、設計内容の見直しなどに努めた結果、当初予算額3億2,000万円余に対し、現時点で約3,300万円の節減の見通しとなっております。

さらに、物産貿易振興センター及びエー・ピーカンパニー等と連携しながら、4月末のオープンに向けた準備を進めているところでございます。

具体的な内容としまして、表の一番上にありますとおり、1階物販コーナーにおきましては、今回、新たな取り組みであるテストマーケティングを実施する商品の募集や催事イベントコーナーを活用する企業、団体の募集を行うなど、県産品の展示、販売の準備を進めております。

また、2階の飲食店におきましては、店名が「くわんね」と決定し、ランチや夜のコース料理のメニュー開発を進めており、使用する県産食材の具体的な調達、流通等の方法を検討しております。

情報発信につきましては、1階観光情報コーナーやデジタルサイネージ等で活用する動画等のPR素材を収集しているところでございます。

2、今後のスケジュールにありますとおり、4月上旬に改修工事が竣工し、その後、4月25日水曜日にメディア向けにリニューアルオープンをPRする内覧会、27日金曜日に在京県人会等の関係者を招いた招待者内覧会を実施しまして、28日土曜日にオープンする予定としております。

リニューアルにより、生まれ変わる新宿KONNEの機能をフルに活用しまして、オールみやざきの体制で集客力や発信力を高め、宮崎の認知度向上や外貨の獲得につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了したところです。質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 県外大学との就職支援協定の締結について伺いたいと思うのですが、本県は4つの大学と協定を締結したというところで、一番早いものでも去年の8月ですから、実績とかそういうものはなかなか難しいと思うのですが、専修大学が一番早いですが、インターンシップの説明会とか、U I J ターンフェアに参加したということですが、これは大学が主催して、そして、この協定を結んでいる都道府県に連絡があって行っているわけですか。それとも、宮崎県がこういうことをやりたいと言って大学と連携して取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○外山雇用労働政策課長 これについては、大学が主催した説明会、それから、U I J ターンフェアに本県のほうも協定に基づいて出展しないかと要請がありまして、こちらのほうで職員を派遣して説明を行ったということです。

○黒木委員 多くの都道府県、それから、多くの大学がこういう協定を結んでおりますけれども、例えば専修大学に行かれて、多くの県がこのようなブースを設けているのでしょうか。

○外山雇用労働政策課長 今、就職というか、売り手市場というところがありまして、各県の協定を結んでいるところ以外にも、たくさんきているという中で、本県もその一角で宮崎県の魅力をPRするというところでございます。

○黒木委員 宮崎県に関心がある、宮崎県の出身者が多いのか、学生の関心度はどのような状況なのでしょうか。

○外山雇用労働政策課長 専修大学につきましては、理事長が本県出身ということ、それから、役員にも入っておられまして、専修大学のほう

から私どもにアプローチがあったということでありまして、そのきっかけは、去年のふるさと就職説明会のときに専修大学の担当者がお見えになって、私どもと話をした結果、初めての締結となったところです。

本県出身者については、専修大学は64人ということで、100名になってはいないんですけれども、そういった大学の熱意というものがございまして、連携して、一層PRに努めていただけると、そういうふうと考えております。

○黒木委員 新潟県に行ったときには25の大学と協定を締結したということで、26年からですから、まだこういう事業を始めたからどういう実績が上がったかというのはわからないと。

ただ、県独自のU I J ターン事業とかを説明しながら、とにかく新潟県に大学卒業生を呼ぶのだという非常に決心があるなという気がしたものですから、これは各県が必死になって取り組んでいるから、よほど頑張らないとなかなか難しいかなという気がするのですが、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、27年度から国も地方創生の一環として数値目標を掲げた取り組みについては財政指標にするというような取り組みがあるようですけれども、本県はそういう数値目標を設けて、国から財政支援を受ける計画はないのでしょうか。

○外山雇用労働政策課長 地方創生交付金という枠組みの中で、高校生の就職対策事業等を行っておりますが、その中では、高校生の県内就職率を65%に引き上げるというK P Iを設定しているところでございます。

○黒木委員 国に申請はしていないということですね。

○外山雇用労働政策課長 既にその交付金を

使って、今は事業を行っておりまして、その次の事業については、ちょっと私としては把握をしていないということです。

○黒木委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

○重松委員 オールみやざき営業課さんなんですけれど、最後のページのKONNE。ちょっと気になるのですけれども、2階の飲食店の店名の「くわんね」という言い方、これを決定したのはどのところでしょうか。

○中嶋オールみやざき営業課長 2階は、エー・ピーカンパニーさんに運営事業者として入っていただきまして、基本的には事業者さんからいろいろアイデアを出していただき、まずは候補を決めて、県と、内容を協議した上で決定したということでございます。

○重松委員 食べなさいという意味で、宮崎でいったら「食べんね」という言い方のほうが。食うか、食わんかという言い方は、ちょっと僕は気になる言い方ではないかと思うのですけれども、「食べんね」という言い方のほうが、私的には普通かと思うのですが、どう思われますか。

○中嶋オールみやざき営業課長 確かにいろいろ宮崎の方言ございまして、食べなさいという意味で、食べないですかという意味の言葉なのですが、宮崎市内とか、エリアによっても若干違うのですけれども、どちらかというとな配の方が「食べんね」と言ったような感じで使われる地方もございまして、エー・ピーさんとしては、ひなたとか、いろいろな候補があったのですけれども、食べてみませんかという意味で、いろんな候補の中から非常にこれが。要するにいろんな地方の方言で、東京の人は一見してわからないのですけれども、そういった方言を使ったような店名も非常にあるということで、

そういう候補の中からこれを第一候補として推薦され、それを承認したような格好になったのですけれども。

○重松委員 恐らくお店に来て「くわんね」ってどういう意味ってみんなに聞かれると思うんです。その語源は、宮崎弁では「くわんね」って食べなさいという意味ですよと多分アナウンスすると思うのですけれども、どうも私的にはちょっと引かかるような言い回しではないかと。皆さんどう思われますかということをもう一遍確認したいと思うのですけれども。

部長、どう思われますか。済みません。

○中田商工観光労働部長 お店の名前のイメージのことだと思えますけれども、新宿みやざき館自体の名前もKONNEということにしているわけです。宮崎の方言から使われているわけです。

委員おっしゃるように、「くわんね」の響きをどういうふうに相手に与えるかというのはいろいろな受けとめ方があるのだろうと思えますけれども、宮崎の方言の1つを使ったお店の名前ということで、エー・ピーカンパニーから、ぜひこれでやりたいというお話がありまして、新宿みやざき館KONNEのイメージを大きく損なうものではないという判断のもとに、我々としては一応これで同意をさせていただいた形になっておりますので、そのあたりは御理解いただけたらと思っております。

○重松委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩して午後1時再開いたします。

午前11時33分休憩

午後1時0分再開

○渡辺委員長 それでは、お疲れさまです。委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○東県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくをお願いいたします。

説明の前にお礼と御報告を申し上げます。

申しわけありませんが、着席させていただきます。

先月3日に都城市で開催しました都城志布志道路梅北工区の開通式、また、同月21日の産業開発青年隊の修了式におきましては、お忙しい中、蓬原議長や渡辺委員長を初め、県議会の皆様に御出席いただきました。この場をおかりしまして、御礼申し上げます。

続きまして、御報告を4点申し上げます。

まず、東九州自動車道についてでございます。日南北郷～日南東郷間の約9キロメートルが、今月11日の16時に開通します。これは県南区間で初めての開通であり、東九州自動車道の全線の開通に向けた記念すべき新たな一歩であります。

次に、九州中央自動車道についてでございます。先月16日に、国の第3回目の九州地方小委員会が開催され、集落へのアクセス性を確保した別線での整備の案が妥当と判断されまし

た。

県としましても、平成30年度の新規事業化を目指して、必要な手続を進めてまいりますので、県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

3点目は、霧島山についてでございます。新燃岳の噴火は、昨日、7年ぶりに爆発的噴火が発生し、現在も継続しております。

現在のところ、今回の噴火や降灰に伴う土木施設関係の被害報告はございませんが、えびの高原、硫黄山周辺の噴火警戒レベルが1から2に引き上げられたこと、及び、今回の降灰による影響により、県道小林えびの高原牧園線のえびの高原から料金所跡までの約13キロメートルを、全車両全面通行どめとしております。

地元の皆様や観光客など、利用者の皆様には御不便、御迷惑をおかけいたしますが、人命優先のため、御理解、御協力をお願いしたいと考えております。

今後とも、火山情報に引き続き注意し、関係部局や関係市町、関係課と連携し、その対応に努めてまいります。

4点目は、県管理道路の全面通行どめについてでございます。国道219号の西米良村村所において、今月3日ですが、小規模な斜面崩壊が発生し、全面通行どめとなりました。その後、復旧の対応を行っていたところ、昨夜、再び大規模な崩壊が発生いたしました。地域の方々を初め、利用者の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、早期の復旧に向けて全力で対応してまいりたいと思います。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます、県土整備部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元に配付しております商工建設常任委員

会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案につきましては、公共事業の国庫補助決定等に伴う補正予算案ほか特別議案8件でございます。次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについて。最後に、その他報告事項といたしまして、総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについてでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

次に、議案に関する説明を求めます。

○中原管理課長 管理課でございます。

まず、県土整備部の2月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この表でございますけれども、今回の補正額及び補正後の額などを取りまとめました県土整備部の総括表でございます。中央の太線の枠内をごらんください。左側のCの欄、2月補正額でございますが、一番下にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせた補正額は36億3,595万8,000円の増額であります。

主な内容としましては、国庫補助事業等の事業費の確定等に伴うものでございますけれども、このうち今回の国の補正増額分につきましては、その右のDの欄でございます、137億1,572万9,000円で、全額が一般会計でございます。これらを含みました補正後の額につきましては、表の右から2列目、Fの欄の一番下でございますけれども、749億683万1,000円となっております。

す。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

2の補助公共・交付金事業であります。補正額はCの欄の一番下でございますけれども、97億4,335万5,000円の増額でありまして、このうち国の補正に伴います増額分は、その右、Bの欄ですけれども、123億1,416万円となっております。補助公共・交付金事業につきましては、国の補正に伴う増額がある一方で、Eの欄でございますけれども、その他ということを出しておりますが、補正前の県の予算と国の交付決定額との差額、いわゆる内示差分の減額として25億7,080万5,000円を計上いたしておるところでございます。

今回の補正によりまして、事業全体では増額となったところがございます。

次に、3ページをお開きください。

まず、上の表、3の直轄事業負担金でございます。Cの欄の一番下にありますとおり、7億3,537万5,000円の増額であります。このうち、国の補正に伴う増額分が、その右、14億156万9,000円となっております。

次に、下の表、4の災害復旧事業につきましては、同じくCの欄の一番下でございますけれども、56億8,979万6,000円を減額するものでございます。

次の4ページにつきましては、今回の補正を課別に一覧にした表でございます。後ほど各課から御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、5ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表であります。太線の枠内の2月議会申請分と太字で書いておりますけれども、今回の繰り越し申請額で

ございます。①の追加の分、それと、②の変更(増額)の合計で、26事業、254億6,392万6,000円を今回お願いいたしております。

この結果、平成30年度への繰り越しを予定しております一般会計の繰越明許費の合計は、一番下にありますとおり、43事業で、327億1,222万9,000円となっております。

次の6ページと7ページには、ただいま申し上げました繰越の事業ごとの内訳を掲げております。それぞれ関係機関との調整ですとか、工法の検討に日時を要したことなどに加えて、国の補正予算によりまして実施する事業で、工期が不足すること等によるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

一般会計の債務負担行為のまず追加でございます。こちらの2つの事業は、国の補正のゼロ国債によりまして道路整備等を行うものですが、工事期間が年度をまたがりますため、債務負担行為の設定を今回お願いするものでございます。

おめくりいただきまして、9ページをごらんください。ここでは特別会計の繰越明許費でございます。まず、上の表が公共用地取得事業特別会計でございますが、用地交渉等に日時を要しましたため、6,636万8,000円をお願いしております。

下の表でございますが、港湾整備事業特別会計についてですが、関係機関との調整に日時を要したことによりまして、4つの事業で、合わせて1億7,800万円をお願いするものでございます。

県土整備部の補正予算の概要は以上でございます。

続きまして、管理課の補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の厚い冊子の歳出予算説明資料をお開

きいただきたいと思っております。321ページでございます。管理課のインデックスがついていようかと思っておりますけれども。

管理課の補正予算額は645万6,000円の減額でございます。その結果、補正後の予算額は20億5,057万7,000円となります。

補正の内容について御説明をさせていただきます。おめくりいただきまして、323ページをお開きください。

一番下の(事項)建設業指導費であります。これは、建設業者の経営基盤の強化等を図るための建設産業経営基盤強化等支援事業の額の確定に伴います執行残といたしまして、210万5,000円の減額を行うものでございます。

管理課の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○河野用地対策課長 用地対策課です。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

手元の歳出予算説明資料の325ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で3億1,663万9,000円の減額、特別会計の公共用地取得事業特別会計で2億103万7,000円の減額、合わせまして5億1,767万6,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計で2億3,559万8,000円、特別会計で2億9,204万7,000円、合わせまして5億2,764万5,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明いたします。

327ページをお開きください。一般会計であります。

まず、ページ中ほどの(事項)収用委員会費であります。収用委員会におきましては、収用裁決案件に係る土地や物件の鑑定料等の執行残

により、1,352万5,000円の減額であります。

次に、328ページをお開きください。

(事項) 特別会計繰出金であります。事業の確定に伴い3億1万8,000円の減額であります。

続きまして、329ページをごらんください。

公共用地取得事業特別会計であります。(事項) 公共用地取得事業費は2億103万7,000円の減額であります。これは事業費の確定等に伴い、説明欄1にあります土地を先行取得するための公共用地取得事業費の3億1万8,000円の減額と、説明欄2の一般会計の繰出金9,898万1,000円の増額を行うものであります。

用地対策課は以上であります。

○大坪技術企画課長 技術企画課でございます。

歳出予算説明資料の331ページをお開きください。

当課の補正予算額は1,427万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は3億2,761万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明をいたします。

333ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項) 土木工事積算管理検査対策費でございます。これは、2のところに記載がありますが、電子納品・情報共有システム整備管理費の受注者向けに行っております電子納品研修に要する経費の執行残による340万円の減額、また、3の公共工事品質確保推進事業のうち、公共工事の施工体制点検に要する経費の執行残によります563万円の減額でございます。

次に、一つ下の(事項) 公共事業評価委員会費でございますけれども、これは、公共事業評価委員会に要する経費の執行残によります55万円の減額でございます。

技術企画課は、以上であります。

○上田道路建設課長 引き続き、お手元の歳出予算説明資料です。

335ページをお開きください。

当課の補正予算額は、31億5,194万5,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は185億6,615万7,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。337ページをお開きください。

まず、(事項) 直轄道路事業負担金であります。これは、国の補正予算等に伴うもので、3億626万3,000円の増額であります。

次に、その下の(事項) 公共道路新設改良事業費であります。こちらも国の補正予算等に伴うもので、29億382万7,000円の増額であります。

次に、その下の(事項) 道路建設受託事業費であります。これは、道路公社から受託した一ツ葉有料道路の橋梁補修に伴う調査設計や工事に要する経費であります。調査設計に時間を要したため、工事については翌年度に発注することとしたことなどから、5,814万5,000円の減額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、議案第77号から79号の「工事請負契約の締結」また、議案第80号の「工事請負契約の変更」について御説明いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

議案第77号であります。国道327号尾平工区で施工します(仮称)尾平トンネル1工区に係る「工事請負契約の締結」であります。

1の事業概要であります。下の管内図に示していますとおり、椎葉村大字松尾における道路改築事業で、延長2,000メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7.0メートル、全体事業費は約41億円であります。

2の工事概要であります。右ページの参考資料に示していますとおり、延長1,028メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8.0メートル、施工方法はナトム工法であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は17億3,583万円、契約の相手方は坂下・山崎・河野特定建設工事共同企業体、工期は平成32年3月20日までであります。

委員会資料の15ページをお開きください。

議案第78号であります。国道327号佐土の谷工区で施工する(仮称)佐土の谷1号トンネルに係る「工事請負契約の締結」であります。

1の事業概要であります。下の管内図に示していますとおり、諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾間における道路改築事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7.0メートル、全体事業費は約72億円であります。

2の工事概要であります。右ページの参考資料に示していますとおり、延長171メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8.0メートル、施工方法はナトム工法であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は6億857万7,840円、契約の相手方は、旭・大和・上田特定建設工事共同企業体、工期は、平成31年3月20日までであります。

委員会資料の17ページをお開きください。

議案第79号であります。国道219号小春工区で施工する(仮称)小春2号トンネルに係る「工事請負契約の締結」であります。

1の事業概要であります。下の管内図に示していますとおり、西米良村大字越野尾における道路改築事業で、延長1,700メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7.0メートル、全体事業費は約65億5,000万円であります。

2の工事概要であります。右ページ参考資料

に示していますとおり、延長483メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8.0メートル、施工方法はナトム工法であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約の金額は12億3,668万9,208円、契約の相手方は、矢野・九建・戸敷特定建設工事共同企業体、工期は平成31年10月31日までであります。

委員会資料の19ページをお開きください。

議案第80号であります。国道327号佐土の谷工区(仮称)佐土の谷2号トンネルに係る「工事請負契約の変更」であります。

1の事業概要であります。諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾間における道路改築事業で、延長が3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員7.0メートル、全体事業費は約72億円であります。

2の工事概要であります。延長229メートル、車道幅員5.5メートル、全幅員8.0メートルです。施工方法はナトム工法であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額が6億2,227万706円、変更契約の金額が6億9,120万1,372円、増額は6,893万666円であります。

契約の相手方は、内山・伊達・日新特定建設工事共同企業体で、工期は平成29年3月10日から平成30年3月20日までであります。

4の変更理由であります。トンネル掘削工においては、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在したことにより、掘削の安定性を確保する必要が生じたことや、掘削した土砂の仮置き場の変更などの理由により、請負金額を変更するものであります。

委員会資料の20ページをごらんください。工事請負契約の変更内容につきまして御説明いたします。

上の図の左側をごらんください。終点、椎葉村側ですが、①の25メートルの区間が脆弱な地質区間であり、この区間の施工方法である支保パターンを変更するものであります。

下の写真と図面をごらんください。行政や学識経験者等で構成しますトンネル検討委員会による岩判定の状況写真であります。委員会で意見を踏まえ、下の図のように、ロックボルトの追加や鋼製の支保工を追加したものであります。

上の図に戻りまして、右側をごらんください。起点の日向市側の②の9.5メートル区間が安定対策を追加した区間であり、この区間に補助工法を追加するものであります。

下の写真と図面をごらんください。地質の状況により、掘削中のトンネルに安定性を確保する必要が生じたことから、図のように、トンネルの上側に鋼管挿入を追加したものであります。これらの変更に伴いまして、工事請負契約の変更を行うものであります。

道路建設課は以上であります。

○西田道路保全課長 道路保全課であります。歳出予算説明資料に戻っていただきまして、339ページをお開きください。

当課の補正予算額は、12億9,088万8,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は150億3,350万3,000円となります。

以下、主な補正の内容につきまして御説明いたします。

341ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費であります。これは主に、1の道路管理事業の道路台帳修正費等の執行残により4,244万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共道路維持事業費であります。これは、交通安全施設の整備や緊

急輸送道路などの防災対策などを行う事業であり、国の補正予算等により13億3,510万7,000円の増額であります。

補正予算につきまして、道路保全課は以上であります。

続きまして、議案第74号の御説明をいたします。

委員会資料の10ページをお開きください。

議案第74号「県道の道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。道路標識の基準などにつきましては、国の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に準拠しているところであります。この命令の改正に伴いまして、県道の標識について同様に改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。資料中ほどの参考をごらんください。2つ表がありますが、下のほうの標識の絵が表示してある表であります。国の命令の改正の内容を一部抜粋して記載しております。

今回の国の改正では、右側のほうですが、太枠で囲っております、サービスエリア又は本線への入り口、番号117-2の標識が新たに追加されました。これは高速道路などにおける逆走を防止するために新たに設置されたものであります。この標識の追加により、登坂車線の番号が1つずれました。

このため、条例においても、国の改正と同様に、参考の上に記載してある表のとおり、登坂車線の番号を左側の117の2-A、117の2-Bから、右側の117の3-A、117の3-Bに改めるものであります。

次に、3の施行期日ではありますが、公布の日

からの施行を予定しております。

説明は以上であります。

○高橋河川課長 河川課でございます。お手元の歳出予算説明資料にお戻りください。

343ページをお開きください。

当課の補正予算額は8億9,695万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は163億3,789万2,000円となります。

以下、補正の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

345ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)公共河川事業費でございます。これは国の補助を受けまして、洪水による浸水被害を軽減するための河道掘削や堤防の整備などの河川改修などを行う事業でございます。国の補正予算等により35億7,736万1,000円の増額であります。

次に、346ページをお開きください。上から3番目の(事項)直轄河川工事負担金であります。これは国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や宮崎海岸事業に対する県の負担金でございますが、国の補正予算等により9,275万5,000円の増額でございます。

続きまして、347ページをお開きください。

一番下の(事項)公共土木災害復旧費でございます。これは道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費でございますが、国庫補助の決定によりまして、51億8,987万8,000円の減額でございます。

次に、348ページをお開きください。

一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金でございます。これは、国道220号などで国が実施する道路や河川などの災害復旧事業に対する県の負担金でございます。国の補正予算等によりまして、7億1,096万7,000円の増額でございます。

す。

河川課は以上でございます。

○米倉砂防課長 砂防課であります。

お手元の歳出予算説明資料の349ページをお開きください。

当課の補正予算額は24億993万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は79億9,658万2,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

351ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流での砂防堰堤などの整備や地滑りのおそれがある箇所での対策工事、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査などを行う事業であります。国の補正予算等による、13億2,723万9,000円の増額であります。

なお、説明欄の4、災害関連緊急砂防等事業の2億2,107万7,000円の減額につきましては、採択要件を満たす災害が発生しなかったことにより、減額となっております。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備や、基礎調査などを行う事業であります。国の補正予算等により10億4,569万3,000円の増額であります。

352ページをお開きください。

説明欄の2、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の5,263万7,000円の減額につきましては、当該事業の採択要件を満たす災害が発生しなかったことにより、減額となっております。

最後に、中ほどの(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂

流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金ではありますが、国の補正予算等により4,871万9,000円の増額であります。

砂防課は以上であります。

○明利港湾課長 港湾課であります。

お手元の歳出予算説明資料の353ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で12億8,535万9,000円の減額と、港湾整備事業特別会計で1億4,000万円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、57億1,015万9,000円となります。

以下、補正の内容について御説明します。

355ページをお開きください。

まず、一般会計について御説明します。(事項)の一番上の空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の誘導路改良等に係る直轄事業に対する負担金ではありますが、直轄事業費の確定により、1億4,849万8,000円の減額であります。

次に、356ページをお開きください。

下から2番目の(事項)特別会計繰出金であります。これは、港湾整備事業特別会計の不足を補うため、一般会計から繰り出しを行うものでありますが、歳出額の確定により3億7,512万3,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金ではありますが、直轄事業費の確定等により、4,452万6,000円の減額であります。

次に、357ページをごらんください。

中ほどの(事項)公共港湾建設事業費であり

ます。これは、港湾施設の機能強化や効率性、安全性等を確保するため、国庫補助、交付金事業により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費ではありますが、国庫補助決定等により1億9,592万7,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災を受けた公共港湾施設の復旧に要する経費ではありますが、国庫補助決定等により4億7,309万円の減額であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明します。

359ページをごらんください。

(事項)細島港整備事業費であります。これは、細島港白浜地区において、コンテナターミナルの効率化を図るとともに、ヒアリ対策としてコンテナヤードの舗装を行うもので、ヒアリの活動が活発となる夏場までに完了させるため、今回お願いしているもので、1億4,000万円の増額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の21ページをお開きください。

議案第81号「財産の処分について」であります。これは、財産に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上の土地の処分について、議会の議決をお願いするものであります。

1の処分の目的としましては、細島港白浜地区工業用地の一部を、同地区で操業している工場で製材・加工された木材の天然乾燥場等に供するものとして処分するものであります。

以下、所在地は、日向市竹島町1番111、細島港白浜地区工業用地、面積は3万6,993.66平方

メートル、処分価格は2億3,306万円、売渡先は、中国木材株式会社代表取締役堀川智子であります。

処分予定地の場所は、位置図の下にございます同社の集成材工場に隣接している白の斜線部となります。

港湾課は以上であります。

○中村都市計画課長 都市計画課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料に戻っていただきまして、361ページをお開きください。

当課の補正予算額は1億9,305万1,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は24億8,038万6,000円となります。

以下、補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。

363ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)都市計画指導監督費であります。これは、市町村が実施いたします国庫補助事業の指導監督を行うものであります。国庫補助決定に伴う138万4,000円の増額であります。

次に、一番下の(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業費であります。これは、都市計画法に基づきまして、都市計画の適切な見直しを行うための調査を3カ年で実施するものであります。今年度実施する調査箇所を変更したことに伴う実績額が当初の見込みを下回ったことにより、6,788万6,000円の減額であります。

次に、364ページをお開きください。中ほどの(事項)公共都市公園事業費であります。これは、国からの交付金を受けて都市公園の整備を行うものであります。国庫補助決定に伴う1億450万円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共都市災害復旧事

業費であります。これは、都市公園内において、災害が発生しなかったことに伴う1,700万円の減額であります。

補正予算につきましては、以上であります。

次に、議案でございますが、常任委員会資料の11ページをお開きください。

議案第75号「都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

1の改正の理由であります。都市公園法施行令の一部改正により、これまで、同施行令で定められておりました、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限割合が削除され、新たに条例で定めるよう委任されましたことから、所要の改正を行うものであります。

改正されました都市公園法施行令第8条第1項を掲載しておりますが、先ほど申し上げました運動施設の敷地面積の割合につきましては、アンダーライン部にありますように、「100分の50を参酌して、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」と定められております。

これを受けまして、2の改正の内容でございますが、条例に第6条を追加し、国の施行令を参酌し、条例で定める割合を100分の50とするものであります。

また、6条の追加に伴う条例ずれにつきましても、修正するものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

都市計画課からの説明は以上であります。

○志賀建築住宅課長 建設住宅課であります。歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、365ページをお開きください。

当課の補正予算額は1億6,190万7,000円の減

額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は22億803万9,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

368ページをお開きください。

ページ中央よりやや下の(事項)建築物地震対策費であります。これは今年度予定していた民間事業者による耐震改修工事の一部が、次年度に行われることとなったことなどから、国庫補助決定に伴い、5,219万1,000円の減額であります。

次に、369ページをごらんください。

(事項)の下から2つ目、公共県営住宅建設事業費であります。これは県営住宅の建てかえや環境整備を行う事業で、国庫補助決定に伴い、3,536万5,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、3,850万1,000円の減額であります。

ここで、次の370ページをお開きください。

一番上の欄の2項目めの地域優良賃貸住宅供給促進事業において、住宅の整備を行う民間事業者がなかったことなどから、国庫補助決定に伴い、減額するものであります。

補正予算につきましては以上であります。

次に、委員会資料の12ページをお開きください。

議案第76号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。まず、(1)につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正により、都市計画に定める用途地域の新たな類型として、田園住居地域が追加されることから、所要の改正を行うものであります。

次の、(2)につきましては、建築基準法施行令の一部改正により、防火避難上、一定の性能を有する建築物として、特定避難時間倒壊等防止建築物が追加されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、特定避難時間倒壊等防止建築物とは、下の米印の2にありますとおり、当該建築物の在館者が避難を終了するまでの間、火災による倒壊及び延焼を防止する性能を有する建築物であります。

次に、2の改正の内容であります。

まず、(1)についてですが、日影による中高層の建築物の高さを制限する区域については、建築基準法に基づき条例で規定することとされております。今回新たに創設されます田園住居地域は、上の米印の1にありますとおり、農業の利便を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な居住の環境を保護するための地域とされておりますので、制限を行う区域に追加するものであります。

次の(2)についてであります。火災発生時の避難上の安全の検証を行うことで、避難施設に関する条例の規定の一部、例えば出入口や廊下の幅などでございますが、これらを適用除外とすることができる建築物がございます。こうした建築物に「特定避難時間倒壊等防止建築物」が建築基準法施行令の改正により、追加されましたことから、条例においても追加するものであります。

最後に、(3)の「施行期日」であります。 (1)については本年4月1日から、(2)については公布の日から施行することとしております。

建築住宅課は、以上であります。

○松元営繕課長 営繕課であります。歳出予算

説明資料にお戻りいただいて、371ページをお開きください。

当課の補正予算額は、4,955万3,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は8億6,676万1,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。373ページをお開きください。

まず初めの(事項)庁舎公舎等管理費であります。庁舎公舎等の補修工事等の執行残により、3,605万円の減額であります。

次に、中ほどの(事項)電気機械管理費であります。庁舎等の機械、電気設備の維持管理業務委託等の執行残により、1,041万5,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)県庁舎BCP対策事業費であります。庁舎等の建具飛散防止を初め、電力や通信等の浸水対策など、BCP対策に係る改修工事等の執行残により200万円の減額であります。

営繕課は、以上であります。

○前内高速道対策局長 高速道対策局であります。お手元の歳出予算説明資料の375ページをお開きください。

当局の補正予算額は、2億3,157万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、28億151万4,000円となります。

377ページをお開きください。主な補正の内容につきまして御説明いたします。

中ほどから少し下の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは国の直轄事業に要する費用の確定などにより、2億3,030万5,000円の減額であります。

高速道対策局は、以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしましたので、質疑

をお願いいたします。いかがでしょうか。

○黒木委員 きのうの坂口委員の質問で、補正予算、公共事業関連費が全国で12番目という話がありましたけれども、これは期待どおりと、事業全体が確保されたと考えていいのでしょうか。

○中原管理課長 去年が、たしか14位だったかと思います。順位だけの話ではございませんけれども、昨年度が11月に150億円ほどございました。今年度の補正につきましては、大きな災害等が全国的にありました関係で、どれほどの補正が本県に来るか心配してたところでございますけれども、年度を通しまして国への働きかけを一生懸命やってきました結果として、ほぼ要望に沿うような形で、九州でも*3位というふうな金額になっておったかと思っておりますけれども、評価いただけるものというふうに考えております。

○黒木委員 知事以下が積極的に予算確保に動いた成果が上がったというふうに感じているわけですね。これからもひとつ積極的に働きかけて、予算確保に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂口委員 参考までにですが、港湾課の議案第81号ですけれど財産処分。この処分価格の決定のあり方について、普通の整理の方式で価格を決めているものではないでしょうかから、考え方が2つあると思うのですけれど。1つは、そこにどうやって工事をしていて幾らコストがかかったかということで、それをペイするために、その土地の価格を決めるという方法と、その土地の価値を鑑定していくという方法とか、いろいろあると思うのですけれど、こういった場合の売買価格の決め方は、どのような具合にし

※34ページに訂正発言あり

て決まっていくのですか。

○明利港湾課長 こういう工業用地を売却する場合の土地の単価ですけれども、これは公有財産取扱規定等によりまして、不動産鑑定士による鑑定評価を参考としております。

○坂口委員 そして、この場合も売る相手先が決まってからの契約になってくると思うんですよ。それか公告をして、欲しい人に売りますよという決め方になってくるのですか。かなり売買先が制限されてくるのではないかと思うのですけれど。そこらのところと、鑑定士が出した価格との売り手、買い手の折り合いは、最終的にはどのような具合に決まってくるんですか。

○明利港湾課長 この細島港の白浜地区につきましては、現在のところと言いますか、売却する前は、整備で必要になります消波ブロックとか、そういうケーソンとかの製作ヤードとして使っております。実はまだ工事は続いておりますので、そういう用地も必要なのですが、企業から買い取りしたいというような要望があった場合には、本来、企業に売却するための土地ですので、工事の調整等を図りまして、可能な範囲で売却をするということで今回の面積等も決めております。これの競争に当たっては、一般競争入札で公告等を行って、その際には、先ほど言いましたように、不動産鑑定士による鑑定評価を行いまして単価を決めております。

○坂口委員 やっぱりそこで高く入札した人との契約になっていくということになるのですか。

○明利港湾課長 そうなります。結果的に、今回、この場合は1者だけの応札でありましたけれども、要望者があるときには、原則として一般競争入札で行っております。

○坂口委員 全く法の縛りとかをわからずに聞いているのですけれど、ここにはこの企業に売

却することが、将来やっぱり県の総合的な政策の推進とか、その地域の用途の目的とかに、この企業のほうが的確に適合するよとかいうようなケースが出てくると思うんですよ。そういうときに競争させて、それ以外のところが、そこを価格で所有していくということと、ここのヤードはこういう目的で、やっぱり将来使っていきたいよなという目的、そういったものとの整合というのが、一般競争入札でやったらずれてくる場合はないですか。

○明利港湾課長 細島港の場合は、御案内のとおり、非常に企業が立地しております。今空いている状況も少ない、工業用地として使われる場所も少ない状況ではございますけれども、一応、この売却をするに当たりましては、細島港の利用がある企業という条件をつけております。そういうもので事前に審査をして、この企業については細島港の利用促進につながるというようなもつで入札の条件としております。

○坂口委員 そこがあれば安心なんです。それらが一般競争入札となると、誰でも来てということになると、ちょっと問題なので、そこが聞きたかったんです。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

○中原管理課長 先ほど黒木委員の御質問に対しまして、国の配分額が九州で3位というふうには私は申し上げました。2位の間違いでございましたので、訂正させていただきます。申しわけございません。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですね。

それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○西田道路保全課長 道路保全課であります。委員会資料の22ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が4件であります。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の落石乗り上げ事故につきましては、道路上に落ちていた石に車両が乗り上げ、車両のフロントバンパーなどを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

2番目の枝落下事故につきましては、道路上方から落下してきた木の枝が車両を直撃し、車両のフロントガラスなどを損傷したものであります。本件は、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

3番目の穴ぼこ事故につきましては、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし込み、車両の右前輪などを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

4番目の落石乗り上げ事故につきましては、道路上に落ちていた石に車両が乗り上げ、車両左側の前後のタイヤ及びフロントバンパーなどを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、4割の過失相殺を行っております。

損害賠償額は3万1,253円から14万2,873円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上ですが、引き続き道路パト

ロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は、以上であります。

○明利港湾課長 港湾課であります。委員会資料の23ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告します。

この事案内容であります船舶衝突事故でございますが、平成28年9月20日に鹿児島県大隅半島に上陸し、本県の東海上を北上しました台風16号の暴風により、宮崎港東地区の小型船だまりに避難していた船舶が互いに衝突し、船体やプロペラ等に損傷を与えたものであります。

衝突の原因ですが、この船だまりに小型船が避難をする場合、横方向に船舶同士を連結して固定し、さらに縦方向には県の管理します係船浮標、これは水域に船を停泊させるために設置してありますブイのことでありますが、これにつないで固定をいたしますが、今回、6基ありますこの係船浮標のうち3基の浮標の鎖が、経年の摩耗により切断したことにあります。

本件は、その内容から、被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。損害賠償額は12件で、合計137万1,956円となっております。全額県費から支払っております。

説明は以上ですが、再発防止としまして、他の港湾においても、事故後直ちに現状調査を行い、点検・補修体制を徹底させるとともに、今回、事故のありました船だまりにつきましては、新たに北側の防波堤に防風柵の設置を進めておりまして、ことし夏に完成する予定になっております。

今後とも、維持管理計画に基づく港湾施設の適正な管理に努め、利用時の安全確保を図って

まいりたいと考えております。

港湾課は、以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中原管理課長 管理課でございます。その他報告といたしまして、委員会資料の25ページと26ページでございますけれども、お聞きいただきたいと思えます。

総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについて、御説明をさせていただきます。

1番の趣旨をごらんください。昨年9月に国から総合評価落札方式には最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度の活用等により、ダンピング受注の防止を徹底するよう要請がございました。

このため、現在、最低制限価格制度で運用しております総合評価落札方式に低入札価格調査制度を適用することといたしまして、本年6月から試行することとしたところでございます。

右側のページの参考の1をごらんいただきたいと思えます。本県の主な入札方式と適用しております制度でございますけれども、表の上側にありますとおり、本県の入札方式につきましては、条件付一般競争入札、この中に、「総合評価落札方式」と「価格競争方式」、この2つがございます。それと「指名競争入札」の、大きく3つに分類されるわけでございます。現在、この3つともに、最低制限価格制度を適用しておりますが、今回は、このうちの総合評価落札方式の部分につきまして、低入札価格調査制度に

変更をいたすものであります。

その下、参考の2をごらんください。制度の説明という図でございます。こちらは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度を比較した図でございますけれども、いずれも予定価格1億円の工事入札をイメージしたものとなっております。

まず、右側が現行の最低制限価格制度でございますけれども、予定価格1億円の場合、その90%程度に設定いたします最低制限価格9,000万円を下回りますと失格となります。この図でいきますと、AからCまでが失格ということになります。それと、DかEのうち、評価値が高いほうが落札者ということになるわけでございます。

一方、今回導入いたします低入札価格調査制度では、左側の図になりますけれども、最も評価値が高いものが予定価格と低入札調査基準価格の間の入札額であった場合、この場合、DかEでございますけれども、この2つの場合でしたら、そのまま落札者に決定をいたします。これが低入札調査基準価格と失格基準価格の間で入札した場合、BかCの場合でございますけれども、このうち最も評価値が高くなった場合には、一旦落札者の決定を保留いたしまして、低入札価格調査というものを実施した上で落札者とするか否かを改めて決定するというのが制度のあらましでございます。

改めまして、左側のページに戻っていただきまして、2番の最低制限価格制度からの変更点についてでございます。

まず、(1)の低入札価格調査の実施です。

まず、低入札調査基準価格は、国の算定式に本県の補正係数1.03を掛けた価格のおおむね90%程度といたします。これは現在の最低制限価格と同じ水準としております。そして、この基

準を下回った応札者が落札候補者となった場合には、品質確保の実効性や施工体制を確認するため、調査を実施いたしまして、その結果によって落札者を決定するというところでございます。

次に、(2)の失格基準価格の設定についてでございます。

先ほど、参考2で御説明しましたように、ここでは1億円の工事で8,500万円を失格基準価格と設定しておりますけれども、予定価格の85%を下回った場合、適正な施工が確保できない蓋然性が高いという評価をいたしまして、一律失格といたします。これを「失格基準価格」ということで設定するものでございます。

次に、(3)施工体制評価点の導入についてでございます。

総合評価落札方式の場合、入札額と技術評価点で評価値を算出し、その評価値の最も高いものが落札候補者となっておりますけれども、今回、技術評価点の配点に、新たに「施行体制評価点」というのを導入いたします。右側のページ、3項の3にお示ししているところでございますけれども、低入札調査基準価格以上の応札者に対しましては、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性の高さを評価いたしまして、評価の値に施行体制評価点10点を加算するというものでございます。

(4)でございます。その他、品質確保を図るための主な措置ということでございます。

まず1つ目のポツでございますけれども、「技術者の増員配置の義務づけ」でございます。低入札価格調査の結果、落札者となった者に対しましては、品質確保の実効性を高めるため、入札参加資格で求める技術者に加えまして、もう1名、専任の技術者を追加配置させること、加えて、現場代理人と技術者の兼任を認めないと

いうものでございます。

2つ目のポツでございます。「入札参加資格の制限」ということになりますけれども、企業の過去5年間の工事成績点の平均が、県全体の平均点を下回っている場合は、さらなる品質低下が懸念されるということから、低入札価格での受注を認めないというものでございます。

最後になります。3番の施行でございますけれども、これらの内容につきましては、ことしの6月から国の低入札価格調査制度に対応されている業者の多い「土木一式、建築一式の特Aランク」で試行いたしまして、その後、影響を確認しながら段階的に適用を拡大していく予定としております。

なお、この内容につきましては、先月、県の建設業協会のほうにも御説明し、御意見をいただいたところでございますけれども、特に異論はなかったところでございます。

管理課の説明は、以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

今御説明がありました事項についての質疑はございませんでしょうか。

○坂口委員 きのうもいろいろ言っていたのですが、きのうの質問で今後の週休二日制導入と、その対象現場になった場合、これが全てかどうかわからないですけど、今説明を受けながら、ちょっと感じたことを。

きのうの答弁では、直工費にその週休二日の経費増が全く反映されてないということが1つありましたよね。そこが問題だということ。

具体的には、労務費と、運搬に係る現場の運搬、移動、その運転手、そして車の使用料あたりに週休二日のしわ寄せがいくのかなと思うのですが、そうなったときに、全体にそれが予定価格に何%ぐらい影響するか、最低制限

価格にいくらぐらい影響するかですけど、上回ることは間違いないですよ。

これは最低制限価格と違うから、そういったピシッとした法律に基づいた数字というものが、必要ではないか、この間はやばいぞ、これはという判断ですよ。今までの最低制限価格が90%ですけど、週休二日、4週8休になれば、確実にこの現場は経費が増してくる。それはやばいぞと判断すべきと思うんですね。

監視価格を90%より上げる必要があると思うんですよ。これを試算してみても、全く素人だからわからないんですけど、仮に労務費関係が最終的に全て一般管理費も本当は週休二日の部分がかかってくる部分はあると思うんです。やっぱり事務所を実質閉めて金を払うという形になるし、この人たちは正社員でしょうから、福利厚生から賞与から全て含んで、稼いでこない日を一般管理費の対象の人たちも、やっぱり経費は使っていくと考えると、そんなのもろもろやったときに、全ての人件費が、そこまで上がるかどうかですけど、1割ぐらい上がったときに、予定価格に一、二%ぐらい影響するようなアバウトな計算、直工の中の経費を、例えば、十数%、そして、それから金額が膨れ上がって、また現場管理、そしてまた、一般管理利率計算でいくと結構小さくはないような気がするんですね。そこにも監視の網を掛けなくては、週休二日を対象にした現場と、そうでない現場との注意すべき範囲というのは変わると思うんです。コストが変わるのだから。

そうすると、やっぱりこの場合は、低入札調査価格というものは上げていかないと、ちょっと理屈が通らなくなるのではないかと僕は思うんですね。そこに応じる方も、これを下手な価格で落としたら、技術者が1人余計に要りま

すよとか、確認だって徹底して、兼務しなくてはならないのですから、担当するためにですね。的確にやってきているかと。この現場は経費をかなり食う現場になるということをしたときに、この90%というのが、最低制限価格の考え方で本当にいいのかどうかというのがちょっと疑問に、今ちょっと詳しくはわからないですけど、今の説明を受けて感じたのですが、そのあたりはどんな検討をなさったのですか。

○大坪技術企画課長 私どもも、まだ委員おっしゃいますように、労務費単価を週休二日の場合、どのように設定するのかというのは、詳しく分析しているわけでもございませんし、国のほうでも、今検討中だと伺っております。

毎年、国が労務費調査を行って、次年度の設計労務単価というのを決定するのですが、昨年度の調査の段階では、そういう週休二日に取り組んだときの労務費の増も加味して調査をするというような報告を受けておりました。今年度も3月1日から設計労務単価は6年続けて引き上げということになりまして、これの引き上げの分を取得控除に改めますと、今委員おっしゃったとおりの1億円の控除から1%ぐらいは上がるようなことになっているのですが、その引き上げの根拠として、週休二日の労務費を加味しているという説明は、一切なされておられません。

ですから、まだ国のほうも、調査の段階では、引き上げ部分があらわれてなかったのかもしれませんが、そこをどう政策的にやるのかというのは、まだ示されていない段階なんですね。国のほうも、週休二日の試行件数が、まだそんなに多いわけではございません。

特に、本県につきましては、28年度から始めたところで、週休二日の工事は、まだ10件程度

の試行の実績しかございません。今年度も、まだ9件、今試行実施を行っていただいているような状況でございまして、まだ実態把握ということについては全くわからないところで。県におきましても、ようやくことしの2月から、週休二日工事の試行においては、現場管理費と共通仮設費の割り増しをしましょうというような形にしたところございまして、まだ実際、課題がたくさんあることはわかっているのですけれども。それにどう対処するのかというのは、まだわからないところございまして、この低入札価格調査制度の導入につきましても、全く発端は違うところございまして、そもそも地方自治法施行令の中で、総合評価落札方式においては最低制限価格制度は使えないよという中で、ただ本県の場合は、急激に総合評価落札方式の件数をふやしたものですから、発注者、受注者ともに手間がふえてしまうということで、総合評価落札方式においても、低入札価格調査じゃなくて最低制限価格を適用していた経緯がございまして。

ただ、それをまず解消しようということで、今回、この適用をすることにしたところございまして、まだ、委員おっしゃいますように、週休二日工事とのリンクというのは、全くできておりませんので、今後は、その両方を加味しながら、いろいろ検証する中で考えていくべきであるというふうに考えているところございまして。

○坂口委員 そうなんです。だから、自治法なり会計法なりでいくと、総合評価落札方式でやると最低制限価格は、その根拠がなくなってしまうからかけられない。ただ品確法なり、あるいは自治法の広い解釈で、安いがゆえにガセをつかんではいけないよというところで歯どめ

をかけることの知恵が最低制限価格。

それからもう一つは、社会に著しい影響、ダンプینگが始まって業者が倒産し出した。これを防ぐための、この2つしかないから、総合評価落札方式となると無理があると思うんですね。

ただ、今度は責任を持つためのものが監視価格帯だと思うんですよ。そこで、週休二日の指定をやれば確実に経費は増すよと。増すとわかっていて、監視帯はやっぱり同じというのは、今度は理屈が通らないと思うんです。その根拠に、品確法から来る、あるいは自治法から来る低入札のグレーゾーンはこのあたりですよというのが90%なんです。本県はそれに3%増しますというルールでですね。

だから、当然、この指定をかければ、この現場は大まかに1%ぐらい、あるいは2%ぐらいは金が余計にかかるぞと。根拠はないよと。でも理屈的にかかるよとなったら、発注者側の責任を履行するためのグレーゾーンだから、そこを我々がチェックしますよと。これは数字につながる法律というのは何もなくて当たり前だと思うんです。自分らが、ここをチェックしてこうというのは。こちらは金がかからん現場をここでチェックしよう。よりかかるところを、これでチェックしようというのが横並びということ自体が、僕はむしろ理屈的に無理があると思うんですよ。

だから、これで落とさせるというのではなくて、ここまでは丁寧に念を入れようという範囲は上げていくべきだと思うんです。そうでないと、業者はわかっているその下に滑り込まないと、落札につながらないということで、自分ところではこれだけここ担保するためには経費がかかるかなって思ったって、取るためには、しかし下にもぐらないと取れないよなというこ

とになってくると思うんですよね。

90%を下回った人が全てはじかれれば、それから下で入れてくるという人はいないでしょうけれど、そのあたりが引っかかってくれば、それを研究して、やっぱり県の考え方はこうだと、うちは悲しいかな、これでは元が取れないけれど仕事を取るためにはこれだということ。だから、監視帯が何だったのかというのが、そこに責任が伴わない、単なる数字の幅ということになってきて、ここはやっぱり、国がどうであろうと県独自で、そこは責任持った線というのを、91%なり90%なりに持っていかなくてはならないというのがないと僕は思うんです。それが一つですね。

そして、さっき、例えば、現場管理費と、あと1.02%が、これは共通仮設費のほうだったですね、1.04に見直すということ。1.04に見直されるのは、本当は1.02なんですよ。もともとこれは1.02の2%の範囲内で、発注時期、あるいは工期によって補正することができますよというのは、以前から共通歩がかりの中にあっただけなんですけれど履行されてないだけなんです。今度はそうすると金がかかるよってことで、国は1.04で2%、4%にしたけれど、2%は織り込み済みなんです。共通歩がかり、昔から。

だから、そういう具合で幅を持たせておいて、やるかやらないかは、発注者側の設計上の、そこでいくら金を置くという理屈の上でやっていけばいいだけのことで、やっぱりやるからには、宮崎県としてしっかりした根拠に基づいたもの、これで契約しますというものではないんですよ。ここまで来たら、あなた方はしっかりチェックするよ。だって、ここはこの現場より金がかかるものという、発注者側の責任だから、ここはやっぱりちょっと検討の余地があるのではない

かという気がしますね。

○大坪技術企画課長 今の委員御指摘の共通仮設率の1.2%、0.2の増、それから現場管理費率の1.04の増、国も今年度からこれを試行するというので始めたわけなんですけれども、これは話を伺いますと、やはり前年度、前々年度に、この週休二日に当たって、どのくらい、どう経費率が上がるのだろうかという調査をしたと報告はいただいております。

ただ、その後のいろいろ国の会議等に出席しました中では、やはり根拠が曖昧なんだという話はされておりまして、今年度以降、また見直すというような話も伺っております。

ですから、繰り返しになりますけれども、やはり私どもも、実際に週休二日を試行していただく業者さんといろいろ意見交換をする中で、国のそういう話を伺って、検証していきながら決めていく必要があるというように思っております。

○坂口委員 なかなか、悩まれるところかもしれないけれど、明らかに経費はふえる、減ることは絶対ないわけです。間違いなくふえる。それが、おおよそこれぐらいだろうというのが、先ほどの全国共通点としての、やっぱり共通仮設費の部分だって最低2%ぐらいは上がるだろうという。特に東北・北陸地方だと思うんですよ。工事発注の時期と工期によって2%の範囲内で補正できますよという共通歩がかりをですね、そういうルールがあった。だから、そこを見直して、今度は4%加算しますということで、明らかに上がるんですから。すると、今度はこの監視帯をつくるということは、本当にそれで履行できるのか。そのことを我々は、しっかり確認しますよ。今度は言ったことはさせるために、ちゃんとそれだけのチェックを入れ、そ

して自分でも管理の責任を持たせて、1人じゃなくて2人でやらせるよということだから。だから、それを90%にしようと、91%に、極端に言えば95%にしても、そこは責任持つ価格で、やっぱり89%でできるよということで、その人と契約できるわけですから。

だから、これは最低制限価格という何らかの合理性に基づいて出してくる数字じゃなくて、安全の範囲を、だからグレーゾーンを我々はこう見ましょうよって、だって、これぐらいかかるよ、ここはって。今まで90%で、89%をはねてた、90%で合格していたのを、90%が昔の89%のレベルになるよということは、わかっているわけですよ。だから、そこですよ。

そこのところをどうするかというときに、このままではいけないなという問題は、今後のいろんな調査を待つのではなくて、今の時点で、もうはっきりわかっていることとは思ってですね。この低入札調査基準価格というんですかね、これをなぜやるかというところになったとき、やっぱりグレーのものは受け取れないよなというところ。総合評価入札方式にすれば、そこのところを確実に点数をつけながら価格だけで決めていくのではないから、なおさらこれには責任持たなければいかなというところになると、それは何も心配することではないと思うんです。ただ、手間はかかりますよ。1%の範囲の中に、たった2者ぐらいが今言う90%から85%の間だった時に、それを91%にすれば、5者になれば。今度は発注者側の手間というのはかかるけれども理論的には、極端に言えばこれを5%ぐらい上げても、何ら法的には問題ないんですよ。むしろ褒められるべきことです。

だから、そこのところの検討というのは、国のいろんな調査結果とか、あるいは国からの指

導なりというのを、待たなくてもやれるんじゃないかな。人手の問題だけではないかなって気がしますね。

これは、この辺にしときますけれど、今の説明を聞いて、それはパッと直感的に感じたですね。何か難しいと思うんですけれど。

○東県土整備部長 今回の低入札価格調査制度を新たに導入するというので、私どものほうも、いろんな検討を加えたところがございますけれども、今おっしゃっていただいたいろんなお話、確かにあるかと思えますね。

特に、週休二日制を導入するというところで、なかなか、やることは非常にいいことと思ながらも、現場に対する影響がいろいろ考えられるであろうと本当に思っております。

本会議でも答弁いたしましたけれども、本当にさまざまな課題があるというふうに認識しておりますので、もう少し私たちも、やっていかながらになりますけれども、しっかりいろんな検証も含めて、対応を考えてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解いただければと思っております。

○坂口委員 ぜひそこのところは、もう理解というよりも問題意識として捉えていただいて、これはやっぱりひょっとしたらいいものがない可能性じゃなくて、蓋然性があるよというところ。それにかけていくよというところで、幾らでも数字がいいというところにはいかないのでしようけれど、そこをチェックしないと、業者側から言えば、これじゃ合わないけれど、これじゃないと取れないよということ。こちらの現場は週休二日じゃない、こちらは週休二日という縛りがある。それを同じ率で行くということ自体が、もう受注者側からいったら、そこで無理は歴然としているんですよ。だけれども、

無理をしなければ取れないよという。

そうすると、本当に最低制限価格で県もコスト調査までやられて、なかなか難しかった。業界からも、いろいろな声が上がっているけれど、どうも合理性を見出せないということで、やっぱり据え置きですけれど。沖縄なんて上げて下げるといって、ちょっとおかしなことをやってしまった。そうなったときに、これは何ら問題ないんですよね。我々は、よそ以上にチェックをしっかりして、品確法にのっとって、いいものを県民の皆さんにしっかり渡してますよって責任をより高めてますよという考え方だから、その数字の根拠をいろんなデータに基づいて決めるのではなくて、これぐらいの間チェックしようとするれば、受注者側は安心して自分ところの積算で最低ぎりぎり、無理のない持続できる価格というのは、そこに入れてくる、そうすると、結果的にそこで出てきた数字が本当に必要なコストだということになると思うんです。だから、そこは、ぜひ前向きに捉えていただきたいということ。

○東県土整備部長 基本的には、公共工事で依頼したものが、きちんとした品質のもとに、県民の皆さんにちゃんとサービスとして与えられることが大事でありますし、それを整備していただいている業者の方々が、しっかりした形で育成、確保できることも大事だと。この2面からしっかり考えていかなければならない。今のいろいろなお話があった問題点というのは、まさにその部分をしっかり、どう捉えていくかだというふうに、私たちも感じておりますので、しっかりその辺を考えた上で取り組んでまいりたいと思います。

○坂口委員 ぜひよろしくをお願いします。

○渡辺委員長 ほかは、いかがでしょうか。

○武田委員 発注者の中では、本当に大変だなと、手間がかかるなという気が、まずしております。趣旨の中で、国からダンピング受注の防止を徹底するよにということ、こういうふうに変ってきたという話でしたけれども、今の説明の中で、最低制限価格制度等と、それから低入札価格調査制度に変わって、このダンピング受注の防止がどういうふうにできるのかというのが一つと。それと品質確保の実効性や施工体制確保の確実性を確認するために低入札価格調査を実施すると。これも大変なんだろうけれど、ここはイメージ的には、これをしていくと、県外の手、超大手の企業が将来的に有利にならないのかというのが2つ目ですね。それと品質確保を図るための物差しとして、技術者1名の追加加配を当初の設計段階ではないのに義務づけるということは、法律的というか、そういうところで大丈夫なのかという3点を、ちょっとお聞きしたいんですが。

○中原管理課長 まず1点目の、ダンピング受注の防止についての効果といいますか、そういったお話だったかと思いますが、先ほどから坂口委員からも、90%のお話がありましたけれども、一つに、この今回の国の通知の内容としましては、自治法の施行令上、総合評価落札方式と最低制限価格制度は併用ができないというふうなことがございました。

それと実はもう一つございまして、価格による失格基準というのは、一般競争入札の中でも考え方としてはございまして、これを今回の場合、85%というふうなところで考えておるわけですが、考えようによっては、この失格基準85%を90%に持ってくるというのが、これまでの最低制限価格制度と、形としては同じようなことになっておったというふう

なことでございます。

そこについては、低入札価格調査制度というのを導入しなさいということでございましたので、そちらのほうを、意味合いとしては最低制限価格というふうなことで、90%以下は適切な施工なり成果品が期待できないといったところがございまして、なかなかそれがダンピング受注の防止につながるかどうかということでございまして、失格基準価格というのがございまして、最低の線は、まずそこで切ると、85%以下については、もう全く信用できないということで、まず失格がございまして。そこから、低入札基準価格、間については、調査を実施するわけでございますけれども、この調査については、12項目ございまして、かなり細かなところまで内容がございまして、例えば、手持ち工事の状況ですとか、資材や機械の手持ちの状況、購入の計画、あるいは労働者の手配の計画ですとか配置の計画、経営内容といったところ、ここまでかなり細かく厳しく内容を精査してまいります。

そこで、合格となれば、しっかりとした成果品も期待できるし、難しいということであれば、落札者としては適切ではないといったところのチェック。この重みといたしますか、これで最終的にはダンピングの受注といったところへの牽制になるのではないかなというふうなことで考えているところでございます。何かちょっとうまく御説明できませんけれども。

2点目でございます、県外の業者に、ある意味、有利になるようなところはないのかというふうなことでございましたけれども、今現在、この低入札価格調査制度につきましては、国が実施しております、例えば、九州地方整備局等の工事につきましては、県内の6月から施行

します特Aクラスの業者さんも、そこへの入札には参加している実績がございまして、試行をする段階では、県内の業者さんも入札への対応ができるのではないかと考えております。試行の間で、こういったところ、こういった動向なり推移が出てくるかというのは、しっかりと見ていきたいと考えております。

3点目でございます。現場の技術者を1名追加するというところでございます。建設業法で、まず現場には主任の技術者、あるいは下請が大きい場合は管理技術者というのを1名置くようになっております。それと、県の発注工事の場合ですと、県の契約約款の中で、現場代理人ということで1名置くようになっておりますけれども、これと同様に、入札工事をします段階で、低入札で受注する場合は現場技術者を追加で1名置いていただくと。これは契約の段階でそれが可能であるというふうに考えているところでございます。

○武田委員 私もなかなかちよつとこう、難しく難しくされて大変だなという思いが。それと簡単に言うと、やっぱり県内の業者を育成していかなければいけないというところで、この制度の変更が、そういうふうに向かっていって宮崎のためになればという思いですので、また、これから先も、これからどんどんされていくんでしょうから、よろしく願いをしておきます。

○大坪技術企画課長 ダンピングの防止について、ちよつと補足して説明をさせていただきますけれども、今回、最低制限価格ではなくて、この低入札価格調査制度導入を適用するということにつきましては、確かに落札率が下がる可能性があることは、もう事実でございまして、私どもは、やはり常日ごろから適正な利

潤の確保とかいろんなことを考える中で、必ずしも低入札で応札していただくことを推奨するといえますか、勧めているわけでも何でもございませぬ。むしろ、こういう制度は適用しますけれども、ダンピング対策ということで、まず先ほど技術評価点の配点ということを申し上げましたけれども、この低入札調査価格の基準価格以上の方には、この施工体制評価点という点数、10点というのは非常に大きい点数でございまして、これが相当、まずダンピング防止のインセンティブが働くものだと考えております。

それともう一つ、技術者のプラスアルファという話もございましたけれども、これも企業にとっては大変なことございまして、やはりこういうことも低入札をさせないための一つの方策でございませぬ。今の現状の入札制度とさほど変わらないような結果を、私のほうも望んでおりますので、このようなことでダンピング防止につながればというふうな対策として、とっておるところでございませぬ。

○坂口委員 そういう右か左かわからないのではなくて、これがダンピング防止ですよ、疑わしい人を排除するよというのが基本なんです。疑わしいけれど安いからお前やれではないんですよね。そして、法的に、上限拘束というのはないんですよ、これには。一般競争入札とかのように、総合評価落札方式の中での監視帯だから、上限を拘束するのではない。自分らがこれから理屈的に、これはグレーゾーンに入ってしまうぞということ。だから、結果的には最初は混乱すると思いますよ。でも、世の中の受注バランスなり、いろんなバランス、経営感覚なり、そんなものやっていって、最終的に健全な経営をやりながら、これはもう新たな法律で健全な経営を担保してやれというのが品確法ででき

たわけですよ。その中で、業者もしっかりしたものを納品しろというのも、責任持てというのもできたわけですよ。その両方がぴったり合う地点はどこかなというのを探るのが、この監視帯ですよ。

そうすると、そこでおのずと自分の責任を果たそうとする、受注者側、発注者側、いいものを安く、しかも会社を潰すようなことがないようにという線を探る線だから、疑わしきは排除ですよ。疑わしくて安い人にはやらせない。そうすると、下限は余り関係ないんですよ、これが50%でも60%でもいいんですよ。

問題は、上をどのあたりまでが適正かどうかの判断基準にするかという発注者側の理屈だけでいいんですよ。そここのところに来たら、どうもあなた疑わしいけれど、少なくとも黒三角じゃなくて白三角だと。丸じゃないよ。じゃあ、あなた、本当にそれをやるために、もう一人、現場の技術者を1人ふやしてチェックさせろ、指導させろ、管理させろと。そして、代理人を兼用なんて、もうさせないよと。県は何キロ以内のいくらの工事なら2現場持てるとしたけれど、そんな悠長なことを言っていたら現場がうまくいかない可能性があるから、それも1人でしっかり責任を持てというのがこの方法ですから、これは決してダンピングじゃなくて、健全価格をやっつけていこうと。今までの反省の上に品確法というものを改正したんだということで、僕は、今のは何らマイナスに考えられる必要はないし、やってみなければわからないじゃなくて、ダンピングには至りませぬということを、ぴしゃっと発言されて、結構責任ある発言にとれると僕は思うんですよ。余り遠慮されることはないと思うんですよ。そういうことです。

○渡辺委員長 この関連で質疑はほかにござい

ますか。

○外山副委員長 ちょっと1点よろしいでしょうか。この、低入札価格調査制度というのは導入はやむを得んとして、この制度の中で、このC、Bの業者さんが現実に落札候補者になり得ることはありますか。

○大坪技術企画課長 場合によっては、BとCの業者さんの評価値が高くなる可能性はあると思っております。

ただし、今坂口委員もおっしゃいましたように、きっちりと調査をして、今管理課長が12項目の処理を求めるというふうに申しましたけれども、その審査をきちっと行って、品質確保の低下につながるような業者はもう排除するという方針で、しっかり審査をやってまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかは、ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。よろしいですか。

○重松委員 議案とか今の報告事項とは別でいいんですか。

○渡辺委員長 はい、どうぞ。

○重松委員 山之ロインターチェンジなんですけれど、あそこはやっとたどり着いて、休憩とかをした後には山之ロインターから出れないですよ。逆走になるのですけれども、それはどこでもそんなものなのではないでしょうか。

○前内高速道対策局長 ケース・バイ・ケースだとは思いますが、山之ロの場合は、一旦そこで休憩したあと、退出はできないという構造になっています。

○重松委員 当然、これから国体の競技場ができるので、あそこは必ず乗り降りされると思うのですけれども。これは周知しないといけない

し、できれば改良して、休憩してでもやっぱり出られるような体制がとれないものではないかということ、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

○前内高速道対策局長 そのような御要望があったことをNEXCO西日本に伝えたいと思います。

○重松委員 別件ですけれども、ETCカードで入って、普通の出口は一般道路に行くとETCを出せば、そこで明細がとれるのですけれども、山之ロはその出口でETCで明細がとれないのですが、あれもとれるような方策はとれないでしょうか。それはわかりますか。

○前内高速道対策局長 済みません、ちょっとお尋ねの趣旨がよくわからなかったのもう一度お願いします。

○重松委員 ETCで入って、普通はETCで出ていきますけれども、それだと明細を出すのに、パソコンで出さないといけないんですよ。要するに、きょう980円使ったということを明細を出すのに、ETCで入って、出口は一般で出て、そこでETCカードを差し込むと、すぐ出てくるようになっているんですよ、一般の出口で出れば。山之ロは、それがETCカードを差し込むところがなくて、また家に帰ってパソコンで出さないとという。これがまた大変面倒くさいので、それが出せるようにはならないのでしょうかというお尋ね。

○前内高速道対策局長 お尋ねの趣旨がよくわかりました。

もともと論ということになってしまうのですが、スマートインターチェンジというのは、料金所に該当する施設というのが、普通のインターチェンジと異なった構造になっています。いわゆる料金ブースと呼ばれるものではなくて、

一旦停止をし、E T Cでその車間通信をして料金を表示すると。となれば、当然、差し込み口がない構造にならざるを得ない。仮に、そういった構造をつけるとなれば、またコストが上がってしまうというような問題が発生しようかと思えます。便利さを求めるのか、または、そのコストのほうを求めるのか、そういった二律背反であろうかと思えます。

ただ、そのようなお話がありましたというのは、まさに利用者目線での大事な意見かと思えますので、そういったこともNEXCO西日本にあわせてお伝えをしたいと思えます。

○重松委員 わかりました。いろいろとコストもかかるでしょう。私も休憩して出たいなという気持ちは、あそこは乗ってきて休憩して出ること何かできなかったように書いてあったので。あそこはこれから大変活用する場所だと思えますので、ぜひよろしくお伝え願いたいと思えます。

○渡辺委員長 その他でございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後2時47分休憩

午後2時49分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あす行いたいと思えます。

開会時間は、午後1時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に意見を聞くところですが、ちょっと日程的に余裕がございませんので、きょうこの場で協議をさせていただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○渡辺委員長 委員会を再開をいたします。

では、委員長報告につきましては、いただいた御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後2時52分散会

平成30年3月8日(木曜日)

午後0時59分再開

出席委員(8人)

委員	長	渡辺	創
副委員	長	外山	衛
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		黒木	正一
委員		満行	潤一
委員		重松	幸次郎
委員		武田	浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕史
議事課主査	弓削	知宏

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、各議案につきまして賛否も含め、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、採決に移ります。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第55号、第62号から第64号、第66号、第67号、第74号から第81号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでし

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

その他、何かございますでしょうか。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、何もありませんので、以上で、委員会を終了いたします。

午後1時0分閉会